

目

次

| | |
|--------------------------|-----|
| 第1 基本方針 | |
| 1 管理計画作成方針 | 1 |
| 2 管理計画区設定方針 | 2 |
| 第2 伊豆半島地域管理計画区 | |
| 1 概要及び管理の基本的方針 | |
| (1) 伊豆半島地域の概要 | 2 |
| (2) 保護に関する方針 | 3 |
| (3) 利用に関する方針 | 3 |
| 2 風致景観の管理に関する事項 | |
| (1) 許可、届出等取扱方針 | 4 |
| (2) 公園事業取扱方針 | 1 4 |
| (3) 取扱いに留意すべき地区とその取扱方針 | 3 2 |
| (4) 主要な展望地について | 3 8 |
| 3 地域の開発、整備に関する事項 | |
| (1) 自然公園施設 | 4 1 |
| (2) 一般公共施設 | 4 2 |
| 4 土地及び事業施設の管理に関する事項 | |
| (1) 国有財産の管理 | 4 4 |
| (2) その他の土地の管理 | 4 4 |
| (3) その他の公園事業施設の管理 | 4 4 |
| 5 利用者の指導等に関する事項 | |
| (1) 自然解説に関する事項 | 4 5 |
| (2) 利用者の規制 | 4 5 |
| (3) 利用者の安全対策 | 4 5 |
| (4) 快適な利用の維持対策 | 4 6 |
| 6 地域の美化修景に関する事項 | |
| (1) 美化清掃計画 | 4 6 |
| (2) 修景緑化計画 | 4 7 |
| 7 その他 | |
| (1) 富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域連絡会議 | 4 7 |
| (2) 関連各種団体の指導育成 | 4 7 |

**別添1 富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域に係る特定地域における
特定行為の認定について**

別添2 審査指針施行以前の分譲地の地域（伊東市）

別添3 修景緑化植物表

第1 基本方針

1 管理計画作成方針

富士箱根伊豆国立公園は、昭和11年2月1日に富士箱根国立公園として指定され、その後、30年3月15日に伊豆半島地域、39年7月7日に伊豆諸島地域が、それぞれ追加されて、今日に至っている。我が国の最高峰である富士山を中心に火山、山岳、湖沼、海岸、島嶼、温泉など種々の要素を含む変化に富んだ公園である。

当公園は、位置、利用実態などの観点から富士地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域の4ブロックに大別できる。本管理計画はこのうち伊豆半島地域に係るものである。

伊豆半島地域管理計画に含まれる地域は、静岡県の4市13町2村にまたがる合計22,439haの区域で、伊豆半島の山稜部と海岸線からなっている。山稜部は函南山、十国峠を含む伊豆スカイライン沿線からほぼ東西に連なる天城山系を経て、達磨山、戸田峠の西伊豆スカイライン沿線のU字形の一帯で、その中心となる天城山系は、万三郎岳を主峰とする開析の進んだ火山であり側火山は15を数え、中でも矢筈山、大室山は特徴ある山型で重要な景観構成要素となっている。

また、海岸線は、東は相模湾に開け、初島や伊豆大島を遠景に配し、西は南端の石廊崎、堂ヶ島、黄金崎、大瀬崎と海岸景観の粹を集めた部分を含んでいる。

本管理計画は、このような地域の現況、特性を踏まえ、次の方針に沿って作成するものである。

- ① 公園計画に基づいた、地域の実状に即したきめ細かな管理を行う。
- ② 自然の保全と各種行為との調整の円滑化及び適正な公園利用の推進を図る。
- ③ 自然・文化等の豊かな資源を活かし、かつ、その価値を高めるよう配慮する。
- ④ 従来より行ってきた指導方針との整合性に留意する。

「管理方針」では、伊豆半島地域が国立公園としての資質を高める上で今後必要となる基本事項について記載する。

「許可、届出等取扱方針」では、現在まで積み重ねられてきた国立公園行政にかかる細部にわたる指導結果を踏まえ、今後特に留意すべき事項について記載して指導方針を明確にするよう努める。

なお、当該地域の国立公園としての魅力が道路からの展望にあり、道路公園ともいわれていることに鑑み、その特色を維持するため伊豆スカイライン、西伊豆スカイライン及びその他一部地域の取扱いについて特に記載した。

「公園事業取扱方針」では、全般にわたる指導方針を記載し、特に、宿舎事業及び園地事業についてはこれまで指導してきた細かな取扱い方針を併せて記載する。

「取扱いに留意すべき地区とその取扱方針」では、第2種及び第3種特別地域の中でも小面積ではあるが厳正な保護を必要とする地区及び自然公園法第17条第3項各号に掲げる各種行為のうち限られた行為について特別の取扱いが必要な地域についてその取扱方針を記載する。

その他の事項については、現在において指導実績のあるものについてはそれを記載し、今後の指導方針となるべき内容についても極力努力すべき目標として掲げた。

2 管理計画区設定方針

伊豆半島は各種の景観要素が混じった変化に富んだ公園であり、その各要素間を車道で結ぶことによって公園利用の形態が成立している。これが道路公園といわれる理由である。公園区域が海岸及び山稜の道路沿線を主としており、公園利用形態もドライブ、自然探勝等の連続的広域的な利用を主としており、管理計画全体を統一的な方針で取り扱うことがより適当と考えられるので、伊豆半島地域の細分は行わず、全体を一管理計画区とする。

第2 伊豆半島地域管理計画区

1 概要及び管理の基本の方針

(1) 伊豆半島地域の概要

伊豆半島は、複雑な火山活動と一体の隆起沈降によって形成され、更にさかのぼれば、伊豆マリアナ弧の東進説あるいは伊豆半島の北上説つまり伊豆地塊が本州に衝突したというプレートテクトニクスに関するモデルまである学術的に極めて興味の多い地域である。また、各地に温泉が湧出している。

この中で景観的に特に注目されるのが中央部の山稜地帯と東部及び南西部の特異な海岸地形である。山稜地帯は、最高峰の万三郎岳を中心に、万二郎岳、八丁池、遠笠山、掃木山等が天城連山を形成し、天城峠から西北方には長九郎山、猿山猫越山、達磨山と標高1,000m級の山が連なっている。しかし、全体としては山容は柔軟で高原もあり、到達しやすい山が多い。

海岸地帯のうち西海岸は、海蝕崖が達磨山の山麓から波勝赤壁とうたわれた波勝崎まで続き、さらに、波勝崎から石廊崎の間はリアス式海岸の景観となり、険しい海崖と子浦、妻良、入間、中木等の湾入が交互に現れている。

植生を中心とした優れた景観地の代表として天城山があり、天城峠の両側に流れる渓谷を中心とするヤマボウシープナ群落は冷温帯夏緑広葉樹林を代表するもので、これを求めて登山、ハイキング、森林浴に利用者の集中する場所もある。また、動物の生息地としても貴重な存在である。函南山、浮山、一碧湖等においても優れた植物景観を誇っている。

伊豆半島は幾多の史跡にも富んでいる。12世紀後半、源頼朝の伊豆流刑は、源頼朝が伊豆において最も勢力のあった北条氏と手を結ぶ契機となり、その後、150年続く鎌倉幕府の礎を築いた。しかし、その陰で犠牲者となった蒲冠者範頼、二代將軍頼家やその後権力闘争に敗れた北条時政もこの地に幽閉され、いろいろな悲劇の物語を生んでいる。その事跡は修善寺やその他にも多くあり訪れる利用者は多い。下田は幕末になって脚光を浴びた。安政元年(1854)の下田開港が鎖国を解く第一歩であった。これが伊豆に幕末の史跡を多く残す結果となった。米国総領事ハリスは領事館を玉泉寺に置き、その事跡は今も残っている。

当地域は、首都圏から近距離に位置しながら優れた海岸や山岳の景観を有し、自然林が各所に残され、海水浴などの海洋レクリエーション適地も多く、温泉や史跡も豊富なことから、首都圏における保養休養の場となってきた。そして、道路や鉄道の発達とともに利用者が急増し、これらの人々の利用に供するため、海岸部や温泉地には多数の宿舎が整備されている。宿泊施設入り込み者数は、昭和59年度の静岡県の調査では42百万人であり、国立公園の一団地

としては我が国でも最も多く利用されている地域である。このうち自家用車によるものが44.9%、バスが28.0%、鉄道が23.0%で、約20百万人が自家用車を利用することになる。これは、伊豆半島地域では富士山や海岸、島しょの展望に優れた公園道路が整備され、道路がアクセスの主力となるばかりでなく、道路から見た景観とそれを見ながら快適に運転するという魅力があり、ドライブが一つの目的となっているためと考えられる。国立公園計画もこのような伊豆半島の性格を認識し、道路沿線の優れた風致の保護に重点を置いて計画されているなど、レクリエーション利用の性格の強い公園となっている。

そこで、「概要及び管理の基本的方針」では道路公園としての本公園の特性を踏まえつつ自然公園にふさわしい今後の指導方針や施設整備について記載することにする。

なお、本地域を土地所有別に見ると、概ね国有地28%、公有地14%、私有地58%である。

(2) 保護に関する方針

伊豆半島の自然は、天城山と西南海岸に優れたものが残っており、重要なものは特別保護地区あるいは第1種特別地域となっている。これ以外の伊豆スカイラインや西伊豆スカイライン沿線など伊豆半島が道路公園としての資源を保持する上で重要な景観地、各地に点在する小面積ではあるが優れた自然景観を擁する地区及び主要展望地点等についての取扱方針を定め、その保全管理に努める。

当該国立公園区域は、伊東市南部及び天城山周辺以外は道路沿線を中心とする公園区域となっているが、道路の改良等による路線変更が随所で行われた結果、道路が公園区域を複雑に出入りする状況となっている場所がある。このような公園区域における風致の維持を図るため、利用者のほか地域住民等の協力を得て、自然公園にふさわしい道路公園として道路沿線の保護修景を図るものとする。

(3) 利用に関する方針

伊豆半島地域を道路公園として整えてゆくには、車道そのものの自然景観へのおさまり具合と同時に車道からの自然景観の展望が重要である。また、その景観を楽しむための展望園地、路傍駐車場、探勝歩道等の施設整備を進めるとともに、そこにおける自然解説も積極的に行うことによって、単なるドライブ利用から、少しでも歩いて自然を探勝するような利用を誘導する方向に努める。

以上について道路事業執行者等を指導し、関係機関に対し配慮するよう求めるものとする。

また、弓ヶ浜、大瀬崎、爪木崎、堂ヶ島、函南山、天城山、城ヶ崎などで行われている地方公共団体や各種団体の自然観察会の開催に協力し、自然に親しみることを目的とした利用の増進に努める。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域に係る取扱方針

特別地域内の許可、届出等の取扱いについては、「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」(平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号)、「国立公園内(普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針について」(昭和49年11月20日環自企第570号)その他関連通知「富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域に係る特定地域における特定行為の認定について」(別添1)によるほか、下記の方針によるものとする。

イ 普通地域に係る取扱方針

普通地域内における要届出行為については、下記の特別地域内の行為の取扱い(規模に関するものを除く。)を参考として風景の保護上適切な配慮がされるよう指導する。

| 行 為 の 種 類 | 取 扱 方 針 |
|------------------|--|
| 1 工作物 (1) 建築物 | <p>① 基本方針 建築物の規模、配置、デザイン、色彩等は、周辺の自然景観と調和がとれるよう留意するものとする。</p> <p>② 規模 建築物の規模は、一辺の長さが50m以下であること。 ただし、多角形のものについては、直径60mの円内に含まれるものであること。 なお、二棟の建築物を結ぶ渡り廊下は、屋根高をこえる植栽等によって隠蔽される場合については、壁面長に含めない。</p> <p>③ 配置 同一敷地内に用途上不可分の関係にある複数棟の建築物を建築する場合には、各棟間は10m以上離すこと。ただし、水平投影面積10m²以下程度のごく小規模な車庫、物置、動物小屋等にあっては、この限りでない。</p> <p>④ 外部意匠 (1) 屋根 ア 屋根の形状は、原則として切妻、寄棟、入母屋、方形等勾配屋根であること。 イ 屋根勾配は2/10以上、庇の出は0.5m以上とすること。 ウ 既に陸屋根である建築物については、増改築又は建て替えの時に屋根の形状を勾配屋根に変更するよう指導す</p> |

| 行為の種類 | 取扱方針 |
|-------|--|
| | <p>る。</p> <p>ただし、次の各号を満たす水平投影面積10m²以下程度のごく小規模な建築物であって、周囲の風致景観の保護上支障の少ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 国立公園事業道路の路肩から20m以上離れていること。</p> <p>(イ) 平屋建てであること。</p> <p>(ウ) 建築物の屋根が道路、園地等公園利用者の集中する場所から望見されないこと。</p> <p>(エ) 充分な修景のための植栽等がなされていること。</p> <p>(オ) 床、傾斜バラペットの設置、その他により景観上の配意がなされたデザインであること。</p> <p>(2) 色彩</p> <p>屋根の色彩は、明度の高いものは避け、焦げ茶色、灰黒系色、赤錆系色又は暗緑系色であること。ただし、和瓦又は銅板を用いる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>外壁の色彩は、褐系色（ベージュを含む。）、クリーム色、灰系色又は乳白系色であること。</p> <p>⑤ 附帯施設</p> <p>外柵は、主として生け垣又は築地とし、ネットフェンスによる場合は、できる限りフェンスの道路側に植栽を行うこと。</p> <p>ブロック積とする場合は、粗面ブロック等自然物の材質、色調等を模した工法により施工すること。</p> <p>⑥ 施工方法</p> <p>ア 行為に伴う土地の形状変更は必要最小限とし、周辺の風致景観の維持及び野生動植物の保護を図ること。</p> <p>イ 支障木は、極力当該行為の敷地内、周辺の国立公園事業施設又は公共施設の敷地内に移植する等により活用を図ること。</p> <p>ウ 表層土は、極力保存を図り、移動する場合は、修景植栽のための客土として活用を図ること。</p> <p>エ 修景植栽に用いる植物は、当該地域に生育する植物と同種の植物を使用すること。庭園木や園芸品種を用いる場合は、伊豆半島で從来から使用されており既に風土になじんでいるものを使用すること。</p> <p>オ 国立公園事業道路沿いに位置する場合は、特に当該道</p> |

| 行為の種類 | 取扱方針 |
|--------|--|
| | <p>路側の修景植栽を重視すること。</p> <p>カ 残土は、原則として公園区域外に搬出するものとする。やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の各号の要件に適合したものとする。</p> <p>(ア) 風致景観及び自然環境の保全上の支障のない位置であること。</p> <p>(イ) 土砂を流出又は崩壊させないための措置が十分講じられていること。</p> <p>(ウ) 処理跡地は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>キ 既存工作物等の撤去に伴う廃材は、国立公園区域外へ搬出すること。</p> <p>ケ 工事用仮工作物の撤去跡地は、風致景観の保護上支障のないよう整理すること。</p> <p>⑦ 審査指針施行以前の分譲地の取扱い</p> <p>審査指針施行以前の分譲地の取扱いについては、審査指針の細部解釈及び運用方法によるほか、許可時の申請内容及び許可条件の考え方を十分考慮して取扱うこと。</p> <p>また、伊東市（別添2図面の地域）においては、次のように取扱うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積は、300m²以上とすること。 ・建築物の水平投影外周線は、敷地境界線から2m以上離れていること。 <p>⑧ 分譲地内の保存緑地の取扱い</p> <p>I 保存緑地の台帳を整備すること。</p> <p>II 分譲地内の保存緑地には、行為者の責任において「保存緑地」の標識を設置すること。</p> |
| (2) 道路 | <p>① 基本方針</p> <p>道路の新築又は増改築に当たっては、自然環境及び風致景観に及ぼす影響が最少となるような路線及び工法を選定するものとし、次の点に留意するものとする。</p> <p>ア 路線は、原則として地形に合ったものとし、切盛土量の削減、改変面積の縮小等を図ること。</p> <p>イ 野生生物の生息生育環境に配慮するとともに、必要な保全処置を講ずること。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> |

| 行 為 の 種 類 | 取 扱 方 針 |
|-----------|--|
| | <p>危険防止柵は、道路からの眺望を妨げるおそれのある区間については、ガードロープ又はガードパイプとし、その他の区間はガードレールも許容するものとする。色彩は、原則として灰系色（亜鉛メッキを含む。）又は焦げ茶系色とするものとする。</p> <p>橋梁の色彩は、周辺の環境と調和を図り、明度の高いものは避け、灰系色又は焦げ茶系色とするものとする。</p> <p>③ 法面処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法面は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。 (2) 法面の緑化手法については、風致景観及び生態系の早期回復を目標とするために、「環境庁委託調査国立公園内道路法面緑化状況調査報告書」（社団法人道路緑化保全協会：1997年）で提案されている工法を可能な限り取り入れるものとする。 (3) 切土法面又は盛土法面の法肩及び法尻は、周囲の自然地形になじむようラウンディングを行うものとする。 (4) コンクリート吹付工、モルタル吹付工及び法枠工は、通行の安全確保上代替工法がないと認められる場合に限り認めるものとする。その場合でも、つる性植物等による緑化や黒色顔料を混入する等風致上の支障の軽減に努めるものとする。 (5) 擁壁は、原則として自然石、自然石に模したブロックの使用又は自然石に模した表面仕上げとするものとする。 (6) ロックネット及びロックフェンスの色彩は、焦げ茶系色又は灰系色（亜鉛メッキを含む。）とするものとする。 <p>④ 残土処理方法</p> <p>残土は、原則として公園区域外に搬出するものとする。</p> <p>⑤ 修景緑化方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事に伴い生ずる裸地は、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化すること。特に、展望地等であつて路傍駐車場として整備する場合を除き、平坦地を裸地のまま残さないこと。 (2) 道路改良により生ずる廃道敷については、原則として舗装を撤去し、客土した上に、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。 |

| 行為の種類 | 取扱方針 |
|-----------------------------|--|
| (3) 屋外運動施設 | <p>① 基本方針</p> <p>ア 主要利用拠点又は主たる公園利用道路から望見される屋外運動施設の周辺には、当該地域に生育する植物と同種の植物により修景のための植栽を行うものとする。(別添7「修景緑化植物表」を参照)</p> <p>イ テニスコートの舗装面の色彩は、赤褐系色、暗緑系色、焦げ茶系色又は暗灰系色のいずれかとする。</p> <p>ウ フェンスの色彩は、暗緑系色、焦げ茶系色又は暗灰系色(亜鉛メッキを含む。)のいずれかとする。</p> |
| (4) 電柱、電話柱 | <p>① 基本方針</p> <p>ア 特別保護地区及び第1種特別地域内は、原則として地下埋設とする。</p> <p>イ 主要利用拠点周辺において展望の妨げになる場合については、原則として地下埋設とし、既存の電線で景観を阻害する位置にあるものについては、建て替え時に地下埋設とする。</p> <p>ウ 電線路は、原則として、主たる公園利用道路沿線、主要展望地点及びこれらから見た展望方向への設置は避ける。なお、やむを得ずこれらの場所に設置する場合には、原則として主要展望方向の反対側に設置するものとする。</p> <p>エ 電力線と電話線が同一路由をとる場合は、原則として共架柱とすること。</p> <p>オ 高さ及び本数とも必要最小限とすること。</p> <p>カ 柱の色彩は、原則として地色とする。ただし、木柱以外を使用する場合で主要展望地点及び利用拠点においては焦げ茶系色とすること。</p> <p>キ 集落地以外の区域については、できる限り主要道路から離れた位置とすること。集落地内であっても建物の裏側に電線路を配置する等工法を検討すること。</p> |
| (5) 鉄塔、パラボラアンテナ (家庭用は除く) | <p>① 基本方針</p> <p>審査指針第1.5.一ただし書きに該当するものであっても、主要展望地点からの展望方向や眺望の対象となる場所を避けること。特に、送電鉄塔の場合は連続した線として見られることから、路線については、公園の保</p> |

| 行為の種類 | 取扱方針 |
|-------------------|--|
| | <p>護の面から慎重に検討すること。</p> <p>② 規模</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高さ及び本数とも必要最小限とすること。 (2) 複数のパラボラアンテナ等が設置される場合は、共架とするよう指導する。 (3) 設置位置がやむを得ず公園利用地点に隣接するような場合には、工作物の周囲に修景植栽を行う等して、違和感を緩和させること。 <p>③ 色彩</p> <p>色彩は、主要展望地点から見た時に、鉄塔等が背景の森内に収まつて見える場合は焦げ茶系色とし、スカイラインから上に出る場合は暗灰系色とする。</p> |
| (6) 漁港施設、 港湾施設 | <p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自然海岸の保全に留意し、施設の設置に際しても、設置目的を達成する範囲で必要最小限の規模にとどめること。 (2) 外郭防波堤等の新築にあっては、次の各号に適合することであること。 <ul style="list-style-type: none"> I 原則として、施設の設置等によって生じる潮流の変化が周辺海岸の風致の維持に著しい支障を及ぼさないことが明らかであること。 II 海水の汚濁防止措置が講じられていること。 (3) 公園利用者から望見される場所に設置する工作物は、原則として自然石等の自然の素材を使用するか、自然素材の材質、色調等を模した材料又は表面仕上げにより施工するものとする。 |
| (7) 海岸保全施設 | <p>① 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業実施の範囲は、現に災害が発生した場所あるいは災害発生の危険性が高いことが、資料等によって明らかにされた場所であること。 (2) 規模は、設置目的を達成する範囲で必要最小限とする。 (3) 公園利用者から望見される場所に設置する工作物は、原則として自然石等の自然の素材を使用するか、自然素材の材質、色調等を模した材料又は表面仕上げにより施工するものとする。 |

| 行 為 の 種 類 | 取 扱 方 針 |
|---------------|--|
| (8) 治山施設、砂防施設 | <p>① 基本方針 主要展望地点から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</p> <p>② 工法</p> <p>(1) 公園利用者から望見される場所に設置する工作物は、原則として自然石等の自然の素材を使用するか、自然素材の材質、色調等を模した材料又は表面仕上げにより施工するものとする。</p> <p>(2) 資材運搬施設のための道路、索道等の設置に当たっては、支障木の伐採等自然への影響を必要最小限にとどめるよう配慮するとともに、それらの行為完了後は跡地を整理し原状回復を図ること。なお、緑化が必要な場合は、周囲の植生と同種の植物により緑化すること。</p> |
| 2 木竹の伐採 | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 地域の風致景観及び野生動物の生息環境保全に配慮した施業とし、自然性が高い森林や巨樹等貴重な樹木については、極力保全を図る。</p> <p>(2) 主要利用拠点の周辺、林縁部や道路沿い等においては、伐採時期を考慮し、利用環境の保全に配慮する。</p> <p>(3) 展望を確保するための伐採は、必要最小限の範囲にとどめる。</p> <p>② 審査指針第2・三にいう「国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）」とは次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道：道路の路肩から両側各50m以内 ・歩道：道路の路肩から両側各20m以内 ・集団施設地区：境界線から50m以内 |
| 3 広告物 | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 腐朽、破損若しくは退色した場合、又は必要がなくなった場合には、速やかに補修又は撤去するよう指導する。</p> <p>(2) 広告物を許可する際は、次の方針により取扱うものとする。</p> <p>ア 案内板、標識類</p> <p>I 基調色は、自然材料を使用した場合は素材の色、その他の材料を使用した場合は焦げ茶系色とするこ</p> |

| 行為の種類 | 取扱方針 |
|---------------|--|
| | <p>と。</p> <p>II 使用する色彩は、基調色以外に2色以内とすること。</p> <p>III 統合案内板等で地図を表示する必要がある場合は、地図の表面に限り上記以外の色彩も使用できるものとする。</p> <p>イ 文学碑、彫刻美術品等</p> <p>材料は、自然石、木材等自然の素材を使用するものであって、デザイン、色彩とも周囲の景観によく調和するよう設計されていること。</p> |
| 4 植物の採取、動物の捕獲 | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 許可対象者は、研究実績のある研究者に限定する。なお、卒業論文等（修士、博士論文）のために必要とする学生については、所属長の承諾書がある場合に限り認めるものとする。また、同好会、趣味の団体及び営利企業は対象としない。</p> <p>(2) 採取又は捕獲する点数は、原則として1種当たり3点以内に制限する。ただし、動物の捕獲の場合であって再び放つ場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(3) 既存資料を活用できる場合は極力それを活用し、採取又は捕獲を必要最小限とすること。</p> |
| 5 水面の埋立て | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 原則として自然海岸を避ける等、風致景観に及ぼす影響を極力少なくすること。</p> <p>(2) 埋立地には、周辺の風致景観との調和を図るため、緑地を設けること。</p> <p>(3) 埋立土は、公園区域内では採取しないこと。</p> |

一部地域の取扱いについて

| 地 域 対 象 名 | 取 扱 方 鈴 |
|------------------------------|---|
| 伊豆スカイライン 西伊豆スカイライ ンの沿線 | <p>箱根峠から十国峠、亀石峠を経て遠笠山道路分岐点に至る伊豆スカイライン及び戸田峠から達磨山を経て船原峠に至る西伊豆スカイラインの沿線は、ササ草原や低木林地のなだらかな山々が連なり、富士山を始め天城山や海岸線、伊豆諸島の展望が素晴らしい、道路公園といわれる伊豆半島地域においては代表的な所である。このため、以下のとおり取扱うこととする。</p> <p>なお、この地域は崩壊しやすい土壌が多く、浸食されやすい所や良好な天然林も含まれているので、併せてその取扱いに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 以上の状態に何らかの支障を及ぼす行為は、審査指針第1・1（工作物）中にいう「主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。」及び「山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えるものでないこと。」に抵触するおそれがあるものとして取扱う。 ② ①以外の当該地域における分譲地の造成については、審査指針第1・1・二・（4）・才中「建築物にかかる土地及びその周囲が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域でないこと。」に抵触するおそれが高いため、1ha以下であってもこれらの地域にはあたらないことを証明する環境等調査報告書を添付させるものとする。 ③ 従来から一部の地域で行われている草刈りは、草原を維持していく上で必要な行為として取扱うものとする。 |
| 伊豆半島周回線道 路の沿線 | <p>当該路線は、伊東市玖須美から沼津市弁天島までの伊豆半島の沿岸部に沿っており、富士山、駿河湾、相模湾、伊豆諸島、海食崖、リアス式海岸等優れた自然景観を有する。</p> <p>当該車道沿線に工作物等を設置する場合は、車窓からの上記眺望又はその対象に著しい支障を与えるものでないこと。</p> |
| 八丁池の周辺 | <p>当該地域は、伊豆半島山稜部を代表する景観地で特別保護地区に指定されている。</p> <p>ここはまたアズマシャクナゲ、ブナ林、モリアオガエル等貴重な動植物が存在しているが、近年これらが著しく減少し</p> |

| 地域対象名 | 取扱方針 |
|-------|--|
| | <p>ている。</p> <p>この保護のためにはその生育・生息環境の保全を一体として行う必要があり、その地域における病虫害防除、保護施設の整備及び環境等の調査を行う必要がある。</p> <p>なお、景観と貴重な動植物の保護のため人為を避け、過去においてなされてきた各種の行為についても極力排除する努力を継続していくものとする。</p> <p>また、排水についても汚水が流入しないよう十分に配慮する必要がある。</p> |

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|----------|--|
| 1 道路(車道) | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 沿線の展望地、自然観察地、史跡等の興味地点は標識等により積極的に紹介し、利用者への情報提供に努めるものとする。</p> <p>(2) 設置及び供用によって起こりうる自然への影響(舗装による表流水の集中、路傍植生への乗り入れ、融雪剤の使用による周辺動植物への影響等)を最小限にとどめるよう配慮すること。</p> <p>(3) 路傍展望地等にあっては、成長する樹木が眺望の妨げにならないよう枝打ち等を行い、通景の確保に努めること。</p> <p>(4) 崩土、落石、倒木等の危険を防止するとともに、濃霧等悪天候時の利用者の安全確保に努めること。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 危険防止柵は、道路からの眺望を妨げるおそれのある区間については、ガードロープ又はガードパイプとし、その他の区間はガードレールも許容するものとする。色彩は、灰系色(亜鉛メッキを含む。)又は焦げ茶系色とするものとする。</p> <p>(2) 落石防止柵の色彩は、焦げ茶色、暗緑系色又は暗灰系色(亜鉛メッキを含む。)とすること。</p> <p>(3) 擁壁は、自然石、自然石に模したブロックの使用又は自然石に模した表面仕上げとするものとする。</p> <p>(4) 橋梁の色彩は、周辺の環境と調和を図り、明度の高いものは避けること。</p> <p>(5) トンネル坑口のレリーフ絵には彩色を行わないこと。</p> <p>(6) 切土又は盛土量に大きく影響を与える附帯の歩道は必要最小限とするものとする。</p> <p>(7) 車道附帯園地等における公衆トイレ、東屋等の附帯施設の屋根の形状は切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とすること。屋根の色彩は、焦げ茶系色又は暗緑系色とし、外壁の色彩は、クリーム系色、乳白系色、茶系色とすること。</p> <p>③ 法面処理方法</p> <p>(1) 法面により野生動物の行動域が分断されないよう、適宜、移動通路等を設けるよう配慮すること。</p> <p>(2) 法面の緑化手法については、風致景観及び生態系の早期回復を目標とするために、「環境庁委託調査国立公園内道路法面緑化状況調査報告書」(社団法人道路緑化保全協会:1997年)で提案されている工法を可能な限り取</p> |

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|----------|---|
| | <p>り入れるものとする。</p> <p>(3) 切土法面又は盛土法面の法肩及び法尻は、周囲の自然地形になじむようラウンディングを行うものとする。</p> <p>(4) コンクリート吹付工、モルタル吹付工及び法枠工は、通行の安全確保上代替工法がないと認められる場合に限り認めるものとする。その場合でも、つる性植物等による緑化や黒色顔料を混入する等風致上の支障の軽減に努めるものとする。</p> <p>(5) ロックネット及びロックフェンスの色彩は、焦げ茶系色又は灰系色（亜鉛メッキを含む。）とするものとする。</p> <p>④ 残土処理方法</p> <p>残土は、原則として公園区域外に搬出するものとする。やむを得ず公園区域内で処理しなければならない場合には、次の各号の要件に適合したものとする。</p> <p>I 風致景観及び自然環境の保全上の支障のない位置であること。</p> <p>II 土砂を流出又は崩壊させないための措置が十分講じられていること。</p> <p>III 処理跡地は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により修景緑化されるものであること。</p> <p>⑤ 修景緑化方法</p> <p>(1) 工事に伴い生ずる裸地は、伊豆半島地域に自生する植物と同種の植物により緑化すること。特に、展望地等であって路傍駐車場として整備する場合を除き、平坦地を裸地のままで残さないこと。</p> <p>(2) 道路改良により生ずる廃道敷については、原則として舗装を撤去し、客土した上に、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。なお、必要に応じて展望園地、路傍駐車場として整備するものとする。</p> <p>(3) 下田市白浜地区等飛砂対策が必要な場所については、原則として植栽を主とする工法とするものとする。</p> <p>⑥ 維持管理方法</p> <p>(1) 路傍展望地等にあっては、展望を維持するため、通景のための伐採及び枝打ち等の実施を、道路管理者に対して指導するものとする。</p> |
| 2 道路（歩道） | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 道路（歩道）は、自然とのふれあいを促進するための基本的な施設であり適切な整備及び維持管理が必要である。</p> <p>(2) 整備に当たっては、沿道の自然の改変を極力避けるとともに、歩道整備に起因する沿道の洗掘・浸食の防止に</p> |

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|-----------------|---|
| | <p>努めるものとする。</p> <p>(3) 利用によって起こり得る沿線への影響（踏圧による植生破壊、地形の荒廃、動植物の採取等）を最小限にとどめるよう配慮すること。</p> <p>(4) 自然に親しむ運動の様々な活動を考慮して、計画的整備に努めること。</p> <p>(5) 林道と交差又は重複する場合は、相互の用途に支障のないよう調整すること。</p> <p>② 附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 橋梁はデザイン、色彩及び材質とも周辺の環境と調和を図ること。</p> <p>(2) 標識類の規格、デザイン、色彩等は、環境庁自然保護局「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針」（1997年）に基づいて整備を図り、路線ごとに統一したものとする。</p> <p>(3) 歩道外への立入りによる周辺の動植物の損傷又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備すること。</p> <p>(4) ゴミ箱、吸殻入れ等は、十分な管理が可能な場合以外は設置しないこと。</p> <p>(5) 摊壁は、自然石、自然石に模したブロックの使用又は、自然石に模した表面仕上げとするものとする。</p> <p>(6) 歩道附帯園地等における公衆トイレ、東屋等の附帯施設の屋根の形状は切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とすること。屋根の色彩は、焦げ茶系色又は暗緑系色とし、外壁の色彩は、クリーム系色、乳白系色、茶系色とすること。</p> <p>(7) 危険防止柵の色彩は、原則として焦げ茶系色又は灰系色（亜鉛メッキを含む。）とすること。</p> <p>③ 維持管理</p> <p>(1) 施設の維持管理に当たっては、草の刈払い、美化清掃、危険防止、歩道の洗掘防止等に留意するものとする。 なお、草の刈払いに際しては、路傍の植生の保護に留意すること。</p> <p>(2) 路傍展望地や道路からの展望を維持するため、通景のための伐採及び枝打ち等の実施を、道路管理者に対して指導するものとする。</p> |
| 3 園地 (全地区共通) | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 公園利用の拠点となる重要な施設であり、利用の増進を図るため、展望、自然観察、散策、休憩等当該園地の持つ機能や性格を勘案し、地形植生、眺望等の自然条件を活かした施設を計画的に整備する。</p> |

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|-------|--|
| | <p>(2) 休憩園地、ピクニック園地には、滞留性を高めるため快適でかつ多面的機能を發揮できるような広場の設置に努めること。</p> <p>(3) 修景のための植物等については、原則として伊豆半島地域に自生する植物と同種の植物によるものとし、既存の植物がこれと異なる場合は、積極的に樹種転換を図るよう努めること。</p> <p>② 附帯施設</p> <p>(1) 園地の性格に応じ、展望台、東屋、公衆トイレ、給水施設等を附帯させること。屋根の形状は切妻、寄棟、入母屋等の勾配屋根とすること。</p> <p>(2) 自然解説施設の積極的な整備を図ること。</p> <p>(3) 園路外への立入りによる周辺の動植物の損傷又は利用者への危険のおそれがある場合は、制札、立入禁止柵等を整備すること。</p> <p>(4) ゴミ箱、吸殻入れ等は、十分な管理が可能な場合以外は設置しないこと。</p> <p>(5) 売店、有料休憩施設等を設ける場合は、当該園地の規模や利用者の行動範囲を勘案し、必要最小限の規模とすること。</p> <p>③ 色彩</p> <p>建築物の屋根は、焦げ茶系色又は暗緑系色とし、外壁は、クリーム系色、乳白系色、茶系色とすること。</p> |

園地地区別取扱方針

| 地区名 | 項目 | 取扱方針 |
|--------|------|--|
| (1)爪木崎 | 基本方針 | <p>現在、下田市が事業執行している。管理経営は下田市須崎財産区、須崎区、学識経験者で構成された下田市保健休養林爪木崎自然公園運営協議会で協議決定し、これにより下田市が行っている。</p> <p>規模は敷地約60haで、その中に約3kmの歩道、約1kmの管理用道路が整備され、林間園地植物見本園(4ヶ所)、花園、展望広場があり、附帯施設として休憩所7棟、便所5棟、温室2棟管理棟1棟の他ベンチ、テーブル、案内板が整備されている。駐車場は、公園外に1ヶ所、公園内に2ヶ所あり、公園内の2ヶ所は有料となっている。</p> |
| | 整備方針 | <p>今後、この地区については、公園計画の整備方針によるほか、次の方針により整備を進める。</p> <p>I 本地区は、海岸景観の探勝と暖帯性樹林、スイセン自生地の観察に重点を置く。</p> |

| 地区名 | 項目 | 取扱方針 | | | | | | | | |
|----------------|------|--|----------------|-----|---------|----|-----------|----|------------|----|
| | | <p>II 地区内の利用は、原則として徒歩によるものとする。ただし、管理用車両の通行は、この限りでない。</p> <p>III 施設は、景観との調和に留意し、必要最小限のものとする。</p> <p>IV 休憩所、便所、管理事務所等建築物の新、改、増築に当たっては、高さ10m以下とし、屋根は勾配屋根とする。</p> <p>V 植栽は郷土産樹種によるものとする。</p> | | | | | | | | |
| (2)堂ヶ島 | 基本方針 | <p>公園計画の整備方針を基に西伊豆町立案「堂ヶ島地区再開発計画」(1985年)等を参考とし、整備する。</p> <p>また、国道より海側の地域については事業執行中のもの及び上記開発計画に位置付けられたもの以外は、民間による新規の国立公園事業は認めないものとする。</p> | | | | | | | | |
| (3)富戸 | 基本方針 | <p>ドライブ時の立ち寄り利用が主であり、休養ピクニック園地として利用の多様化に応じ、地区を定めて整備する。</p> | | | | | | | | |
| | 整備方針 | <p>I 位置</p> <p>a 建築物</p> <p>水平投影外周線が次の各号に掲げるものからそれぞれ当該各号に掲げる距離以上離れていること。</p> <table> <tbody> <tr> <td>1 公園事業である道路の路肩</td> <td>20m</td> </tr> <tr> <td>2 敷地境界線</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>3 園内道路中心線</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>4 各施設地区の境界</td> <td>2m</td> </tr> </tbody> </table> <p>b 工作物</p> <p>各工作物の間にはできる限り緩衝緑地を設けるものとする。</p> <p>II 規模</p> <p>建築物及び工作物の高さは、13m以下とする。</p> <p>ただし、既存施設が既にこれをこえている場合は、当該施設の建て替えに当たっては既存施設の高さをこえないものとする。</p> <p>III 外部意匠</p> <p>a 形状</p> <p>屋根の形状は切妻、寄棟、方形等勾配屋根とする。</p> <p>b 色彩</p> <p>1 建築物</p> | 1 公園事業である道路の路肩 | 20m | 2 敷地境界線 | 5m | 3 園内道路中心線 | 3m | 4 各施設地区の境界 | 2m |
| 1 公園事業である道路の路肩 | 20m | | | | | | | | | |
| 2 敷地境界線 | 5m | | | | | | | | | |
| 3 園内道路中心線 | 3m | | | | | | | | | |
| 4 各施設地区の境界 | 2m | | | | | | | | | |

| 地 区 名 | 項 目 | 取 扱 方 鉤 | | | | | | | | |
|-------------|-----|--|-----------|-----|----------|-----|-------------|----|-------|-----|
| | | <p>屋根：焦げ茶系色又は暗緑系色 外壁：クリーム系色、乳白系色又は 茶褐系色</p> <p>2 工作物</p> <p>遊具（固定されたもの） 暗緑系色、焦げ茶系色、クリーム系色、 乳白系色又は灰系色</p> <p>防災網、柵：クリーム系色、乳白系色、 暗緑系色又は焦げ茶系色</p> <p>歩道橋：灰系色</p> <p>IV 次の各号に掲げる地区の全体に対する割合は、そ れぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <table> <tbody> <tr> <td>a パブリック地区</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td>b スポーツ地区</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>c レジャーランド地区</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>d 緑地帯</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> | a パブリック地区 | 45% | b スポーツ地区 | 40% | c レジャーランド地区 | 5% | d 緑地帯 | 10% |
| a パブリック地区 | 45% | | | | | | | | | |
| b スポーツ地区 | 40% | | | | | | | | | |
| c レジャーランド地区 | 5% | | | | | | | | | |
| d 緑地帯 | 10% | | | | | | | | | |

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|-------|--|
| 4 宿 舎 | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 宿泊の用に供する建物のうち、次の各号を満たすものを宿舎事業として取り扱うものとする。</p> <p>ア. 宿泊定員が40名以上であること。</p> <p>イ. 旅館業法に基づく許可を得たもの、又は得る見込みがあるもの。</p> <p>(2) 風致景観の保護の観点から下記の点に配慮された施設計画であること。</p> <p>ア 良好的な自然植生及び地区の特徴的な景観地の改変を避けること。</p> <p>イ 主要利用拠点、利用動線からの展望を阻害しないとともに、建物の背後地等のスカイラインを分断しないこと。</p> <p>ウ 施設が集中している地区については、良好な集落景観の形成を図ること。</p> <p>(3) 利用の推進の観点から、下記の点に配慮された施設計画であること。</p> <p>ア 周辺の園地・歩道等他種の公園事業施設と一体となった、適切な公園利用の推進を図ること。</p> <p>イ 展望、海水浴等他の公園利用の妨げにならないこと。</p> <p>ウ 事業区域に良好な自然林等を含む場合は、それらを活用した、自然教育等の積極的な推進を図ること。</p> <p>② 位置</p> <p>(1) 建築物に係る土地の地形勾配は30パーセントをこえないこと。やむを得ず30パーセントをこえる傾斜地を利用する場合であっても、建築物に係る土地の地形勾配は概ね25度（約45パーセント）以下であること。</p> <p>ただし、既存宿舎の増改築又は建て替えのための新築については、この限りでない。</p> <p>(2) 建物壁面は、前面道路・隣地境界からは極力後退することとし、特に公園事業道路からの後退については十分配慮すること。</p> <p>③ 規模</p> <p>高さは30m（既存宿舎が30mをこえているものについては、宿舎の既存高さ）をこえないこと。なお、高さは許可、届出等取扱要領宿舎の算定方法による。</p> <p>④ 外部意匠</p> <p>(1) 屋根は、建物規模に応じ十分軒、庇をとること。形状は、切妻、寄棟、入母屋、方形等の勾配屋根（片流れは除く。）とすること。</p> <p>また、勾配屋根ではない既存建築物については、増改築等に際し、極力勾配屋根をかけること。なお、やむを</p> |

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|-------|---|
| | <p>得ない理由で陸屋根になる場合は、傾斜パラペットを設置する等、デザイン上の工夫を行うこと。</p> <p>(2) 屋根の色彩は、著しく光沢の強いものは避け、焦げ茶系色、灰黒系色又は暗緑系色であるとともに、周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。</p> <p>(3) 外壁の色彩は、褐系色（ベージュを含む。）、クリーム系色、灰系色又は乳白系色であるとともに、周囲の自然との調和を著しく乱すものでないこと。</p> <p>(4) なお、集落を形成する地区については、極力、地区ごとに素材・色彩をまとまりのあるものとなるよう配慮すること。</p> <p>⑤ 附帯施設 駐車場は、各施設の収容力に応じた適切な規模を確保すること。</p> <p>⑥ 修景緑化 工事に当たっては敷地内の既存樹木を極力保存するよう配慮するとともに、修景のため、樹木による積極的な緑化を行うこと。 なお、修景緑化は、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物によるものとし、敷地に余裕がある場合は地域の特徴ある樹林地を積極的に育成すること。</p> <p>⑦ その他 普通地域における宿舎事業は、原則として新規の執行認可等を行わない。なお、既に認可している宿舎事業については、廃止を指導する。</p> |

宿舎地区別取扱方針

| 地区名 | 項目 | 取扱方針 |
|--------|------|---|
| (1) 淡島 | 基本方針 | 海浜利用の基地としての機能を有する宿泊施設として既存施設を中心に充実を図ること。 島内で執行中の園地事業と一体的に、良好な自然環境を活用した、自然観察等の自然とのふれあい利用の推進を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路（車道）事業道路（以下「伊豆半島周回線道路」という。）からの展望に配慮するとともに、達磨山周辺から富士山方向を展望した際に、施設が島の背後に隠れるよう配慮すること。 |
| (2) 木負 | 基本方針 | 海浜利用の基地としての機能を有する宿泊施設とすること。 |

| 地 区 名 | 項 目 | 取 扱 方 鉤 |
|-----------|------|---|
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から海側の展望（駿河湾、富士山）に配慮すること。 宿舎の新設は原則として、伊豆半島周回線道路の山側とすること。 |
| (3) 大瀬崎 | 基本方針 | 海浜利用の基地としての機能を有する宿泊施設として既存施設を中心に充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 浜からの富士山の展望及び岬（ビャクシン群落、淡水池、砂背）の景観保全に配慮するとともに、伊豆半島周回線道路及び周辺海岸から見た場合、背後地のスカイラインを切らないよう配慮すること。- |
| (4) 川 奈 | 基本方針 | 既存施設を中心に充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 汐吹・川奈・吉田線道路（車道）から見た場合、周辺樹林より突出しないよう配慮すること。 |
| (5) 一碧湖 | 基本方針 | 既存施設を中心に充実を図ること。 一碧湖周辺の自然環境の保全に留意すること。 |
| | 整備方針 | 大室山山頂及び一碧湖周辺から見た場合、周辺施設及び樹林より突出しないよう配慮すること。 |
| (6) 大 室 山 | 基本方針 | 既存施設を中心に充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から見た場合、周辺施設及び樹林より突出しないよう配慮すること。 |
| (7) 白 浜 | 基本方針 | 海浜利用の基地としての機能を有する宿泊施設として、既存施設を中心に充実を図ること。 良好な砂浜が残っており、海岸景観及び自然海岸の保全に留意すること。 |
| | 整備方針 | 白浜大浜等から見た場合、背後地のスカイラインを切らないよう配慮するとともに、主要展望地である尾ヶ崎からの景観に充分配慮すること。 宿舎の新設は、原則として伊豆半島周回線道路より山側とすること。 |
| (8) 外 浦 | 基本方針 | 伊豆半島南部の利用拠点の1つとして、既存施設を中心として充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路より海側に作る場合は、道路か |

| 地 区 名 | 項 目 | 取 扱 方 針 |
|-----------|------|---|
| | | ら海側の展望を阻害しないよう配慮すること。また、山側についても、道路から見た場合稜線を著しく乱さないよう配慮すること。 |
| (9) 下 田 | 基本方針 | 伊豆半島南部の利用拠点の1つとして、既存施設を中心として充実を図ること。 寝姿山の山容の保護に留意すること。 |
| | 整備方針 | 対岸から見た場合、施設が背後の寝姿山のスカイラインを切らないよう配慮すること。 また、原則として、寝姿山南斜面の標高50m以上に係る施設の新增築は避けるものとすること。 |
| (10)吉 佐 美 | 基本方針 | 既存施設を中心に充実させる。大賀茂川河口、ハマボウの群落地の保護及び自然海岸の保全に留意すること。 |
| | 整備方針 | 海岸側から見た場合、背後地のスカイラインを切らないよう配慮すること。 |
| (11)大 川 | 基本方針 | 保養温泉地としての既存施設を中心として充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から充分な後退距離をとり、宿舎の前面には修景のための植栽を行うこと。 伊豆半島周回線道路から見た場合、背後地のスカイラインを切らないよう配慮すること。 |
| (12)北 川 | 基本方針 | 保養温泉地として、既存施設を中心として充実を図ること。 施設群の集落として調和を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道より海側の施設については、国道路面からの高さは13m以内（※別記測り方による）とすること。 |
| (13)熱 川 | 基本方針 | 保養温泉地として主に既存施設の改良を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から海側の展望に配慮すること。 |
| (14)片 瀬 | 基本方針 | 保養温泉地として既存施設を中心に施設の充実を図ること。 |

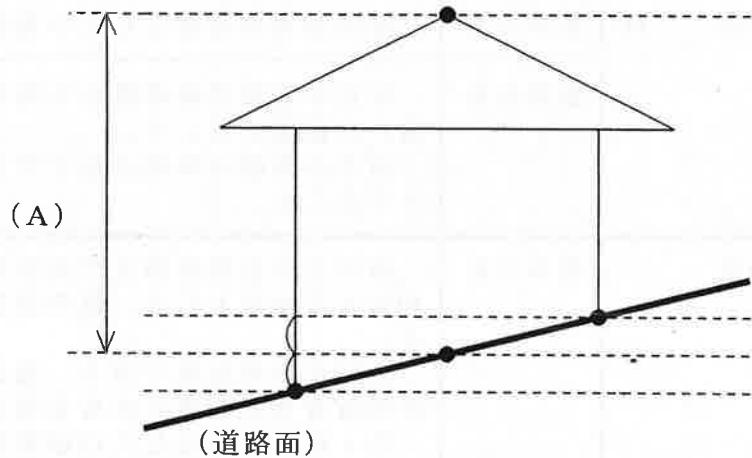
| 地 区 名 | 項 目 | 取 扱 方 鈑 |
|-----------|------|---|
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から海側の展望に配慮すること。 トモロ岬方面から見て背後地のスカイラインを切らないよう配慮すること。 |
| (15)稻 取 | 基本方針 | 保養温泉地として、既存施設を中心として充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から海側の展望に配慮すること。 |
| (16)大 滝 | 基本方針 | 自然と調和した落着きのある集落を形成しており、既存施設を中心に充実を図ること。 周辺の遊歩道と一緒に良好な自然環境を活用した自然教育等の利用の推進を図ること。 ナチシダ、滝の景観、柱状節理の保全に留意すること。 |
| | 整備方針 | 高さは、ループ橋付近から見て周辺施設群から突出しないよう配慮すること。 色彩、外観は、屋根にかわらを用いる等、和風、木造風とし、地区内でまとまりのある景観となるよう配慮すること。 |
| (17)今 井 浜 | 基本方針 | 伊豆半島東部の利用拠点の一つとして既存施設を中心に充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から十分な後退距離をとるとともに、道路沿いにクロマツ等の高木により並木の育成を図ること。 |
| (18)菖 蒲 沢 | 基本方針 | 海浜利用の基地としての機能を有する施設とすること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から海側の展望に配慮すること。 宿舎の新築に当たっては、伊豆半島周回線道路から十分な後退距離をとるとともに、宿舎前面には植栽を行うこと。 |
| (19)下 賀 茂 | 基本方針 | 保養温泉地として、既存施設を中心に充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 国道136号線から充分な後退距離をとるとともに、 |

| 地 区 名 | 項 目 | 取 扱 方 鈑 |
|-----------|------|---|
| | | 宿舎の前面に植栽を行うこと。 |
| (20)石 廊 崎 | 基本方針 | 既存施設を中心に施設の充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から海側の展望に配慮すること。 |
| (21)浮 島 | 基本方針 | 海浜利用の基地としての機能を有する施設とすること。 |
| | 整備方針 | 海岸景観、海岸植生の保全に十分配慮すること。 |
| (22)堂 ケ 島 | 基本方針 | 伊豆半島西側の利用拠点の一つとして既存施設を中心に充実を図ること。 特に天窓洞周辺の景観の保全に留意すること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から海側の展望及び天窓洞周辺からの景観に十分配慮すること。 また、海上（観光遊覧船）及び伊豆半島周回線道路から見て背後地のスカイラインを切らないよう配慮すること。 道路より海側の建物は海側に、道路に接した建物は道路沿いに高木による植栽を行う等周辺の自然環境に調和するよう配慮すること。 |
| (23)土 肥 | 基本方針 | 既存施設を中心に施設の充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路からの展望（南アルプス、達磨山）に配慮すること。 |
| (24)八 木 沢 | 基本方針 | 既存施設を中心に施設の充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路の展望（富士山、南アルプス）の保全を図ること。 伊豆半島周回線道路より海側の施設については、道路より13m以下（※別記測り方による）とする。また、建物背後の岬等のスカイラインを切らないよう配慮すること。 |
| (25)湯 ケ 島 | 基本方針 | 自然と調和した、渓谷沿いの温泉集落であり、既存施設を中心に充実を図ること。 周辺湯道等の整備、自然観察等の利用の推進を図る。 渓谷沿いの自然植生の保全を図る。 |

| 地区名 | 項目 | 取扱方針 |
|---------|------|--|
| | 整備方針 | <p>色彩、外観については、原則として、かわら屋根、しっくい塀を用いる等和風、木造風とし、地区として統一の取れた街作りを行うとともに、生け垣の育成等敷地内の緑地の確保を行い自然環境に調和するよう配慮すること。</p> <p>また、道路より谷側の建物については、前面道路より13m以下（※別記測り方による）とすること。 壁面後退距離は、原則として5m以上離すこと</p> |
| (26)手石 | 基本方針 | 湊宿舎の補完的施設として既存施設を中心に充実を図ること。 |
| | 整備方針 | 弓ヶ浜及び伊豆半島周回線道路から見た場合、背後地のスカイラインを切らないよう配慮すること。 |
| (27)池ノ原 | 基本方針 | <p>海岸探勝の基地としての施設とすること。</p> <p>良好な自然地域であり、周辺の自然環境を活用した、自然教育等の利用の推進を図ること。</p> |
| | 整備方針 | <p>伊豆半島周回線道路、石廊崎及び海上（遊覧船）からの景観に配慮し、建物は低層とすること。</p> <p>色彩、外観については、自然素材を用いるなど周辺の自然環境に調和するよう配慮すること。</p> |
| (28)安良里 | 基本方針 | <p>海浜利用の基地として機能する施設とすること。</p> <p>浦守神社周辺のウバメガシ群落、ハマボウ群落の保全に留意するとともに背後地の自然林の育成を図ること。</p> <p>良好な自然地域であり、周辺の自然環境を活用した自然教育等の積極的な利用の推進を図ること。</p> |
| | 整備方針 | <p>安良里港内、黄金崎及び事業歩道からの景観に配慮すること。</p> <p>施設配置は港の開口部に突出しないよう配慮すること。</p> |
| (29)深田 | 基本方針 | <p>海岸探勝の基地としての施設とすること。</p> <p>自然環境の保全に留意し、宿舎の新設に当たっては、伊豆半島周回線道路から十分な後退距離をとるとともに、宿舎前面には植栽を行うこと。</p> |
| | 整備方針 | <p>伊豆半島周回線道路より海側の景観に配慮すること。</p> <p>山側についても背後地のスカイラインを切らないよ</p> |

| 地 区 名 | 項 目 | 取 扱 方 針 |
|---------------|------|--|
| | | う配慮すること。 |
| (30)久 科 | 基本方針 | 海浜利用の基地としての施設とすること。 |
| | 整備方針 | 伊豆半島周回線道路から海側の展望（駿河湾、富士山）に配慮すること。 宿舎の新設は原則として伊豆半島周回線道路の山側とすること。 |
| (31)湊 | 基本方針 | 南伊豆の自然探勝及び海浜利用の基地としての機能を有する施設として、既存施設を中心に充実を図ること。 良好な自然地域であり、周辺の自然環境を活用した自然教育等の利用の推進を図ること。 弓ヶ浜を中心とした白砂青松の景観の保全に留意すること。 |
| | 整備方針 | 高さについて、原則として弓ヶ浜及び対岸（河口）より見た場合に松林より、突出しないよう配慮すること。 クロマツ防風林については、植樹も含めて、積極的な保護育成を行うこと。 |
| (32)城ヶ崎 海岸 | 基本方針 | 東伊豆の自然探勝及び海浜利用の基地としての機能を有する施設として整備すること。 城ヶ崎海岸は良好な自然地域であり、周辺の自然環境を活用した自然教育等の利用の推進を図ること。 |
| | 整備方針 | 高さについて、日蓮崎遊歩道から見た場合に、周囲の樹林より突出しないよう配慮すること。 自然探勝路を適切に利用できるよう、施設の配置等に配慮すること。 |

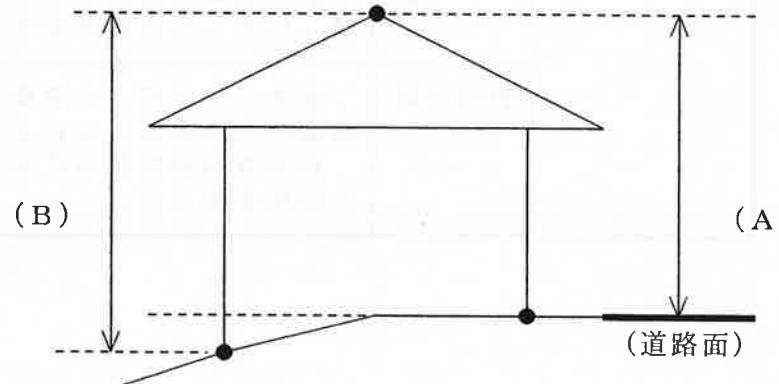
北川宿舎、八木沢宿舎、湯ヶ島宿舎における高さの測り方



<建物前面道路が傾斜している場合>

$$A \leq 13$$

ただし、建物の道路側接地面の「最高レベルと最低レベルの中間」から、建物の最高点までの高さをAとする。



<建物が斜面にかかる場合>

$$A \leq 13 \text{ m}$$

$$B \leq 30 \text{ m}$$

ただし、建物の道路側接地面から建物の最高点までの高さをA、建物の斜面側接地面から建物の最高点までの高さをBとする。

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|----------|---|
| 5 休憩所 | <p>① 基本方針</p> <p>公園利用者の休憩、悪天候時の緊急避難等の機能や性格を勘案し、地形、植生、展望等の自然条件を活かすとともに、景観と調和したデザイン、材質及び色彩で整備を図るものとすること。</p> <p>② 附帯施設</p> <p>(1) 園地、展望施設、案内所、公衆浴場、公衆便所、あづまや、給水施設等の附帯施設は、「3園地」②及び③の取扱いと同様とすること。</p> <p>(2) 修景のための植物等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物によるものとし、既存の植物がこれと異なる場合は、積極的に在来種への転換を図るよう努めること。</p> |
| 6 野営場 | <p>① 基本方針</p> <p>公園利用のための健全かつ快適な野営場として、自然環境や風致景観の保全に留意して整備を図るものとすること。</p> <p>② 附帯施設</p> <p>(1) テント形式、ケビン形式の如何を問わず、施設の配置は、適度なプライバシーを保てる密度をもって分散すること。</p> <p>(2) セントラルロッジ、炊事棟、広場、園地、休憩所、案内所、公衆浴場、公衆便所等の附帯施設は、「3園地」②及び③の取扱いと同様とすること。</p> <p>③ 管理方針</p> <p>(1) 汚物や廃棄物の処理については、野営場内の環境を清潔に保つため、また、河川や海の水質を汚染しないよう十分配慮して関係施設を配置すること。</p> <p>(2) ドライブ利用を主とする公園であり、今後オートキャンプ場について前向きに検討する必要がある。ただし、その場合であっても、健全な利用が確保されるよう適地の選定及び管理方針等について十分配慮すること。</p> |
| 7 船舶運送施設 | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 連続的に変化する断崖、奇岩、奇石等の風致景観を海側から探勝する有効な利用施設であるため、より利用効果を高めるコース、時間等の設定に配慮し、安全で快適な運行ができるように留意すること。また、観光船からの眺望等に支障のないよう、就航コース周辺においては風致景観の保護を図ること。</p> <p>(2) 観光船のデザインについては、遊戯的なものは避け、周辺の自然環境との調和を保つこと。</p> <p>(3) 広場、園地、休憩所、案内所、公衆浴場等の附帯施設</p> |

| 事業の種類 | 取扱方針 |
|-----------|---|
| | は、「3園地」②及び③の取扱いと同様とすること。 |
| 8 索道運輸施設 | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 索道施設のデザインは、華美なものは避け、周辺の自然環境との調和を保つこと。</p> <p>(2) 広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、公衆便所等の附帯施設は、「3園地」②及び③の取扱いと同様とすること。</p> |
| 9 一般自動車道 | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 一般自動車道事業の実施に当たっては、「1道路（車道）」の取扱いと同様とすること。</p> <p>(2) 園地、休憩所、展望施設、案内所、公衆便所等の附帯施設は、「3園地」②及び③の取扱いと同様とすること。</p> |
| 10 係留施設 | <p>① 基本方針</p> <p>(1) 係留施設の規模は、観光船が安全に係留できる最小限のものとすること。デザインは周辺の自然環境との調和を保つこと。</p> <p>(2) 広場、園地、休憩所、案内所、公衆便所等の附帯施設は、「3園地」②及び③の取扱いと同様とすること。</p> |
| 11 水族館 | <p>① 基本方針</p> <p>公園内に棲息する魚類、両棲類その他の水生動物を観察できる施設として整備を図ること。</p> <p>② 附帯施設</p> <p>(1) 広場、園地、休憩所、案内所、公衆便所、野外劇場等の附帯施設は、「3園地」②及び③の取扱いと同様とすること。</p> <p>(2) 修景のための植物等については、原則として当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化すること。</p> |
| 12 博物展示施設 | <p>① 基本方針</p> <p>公園の地形、地質、動物、植物、歴史等について、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は实物標本、模型、写真、図表等を用いた展示を行うための施設として整備を図ること。</p> <p>② 附帯施設</p> <p>(1) 広場、園地、休憩所、案内所、公衆便所、野外劇場等の附帯施設は、「3園地」②及び③の取扱いと同様とすること。</p> <p>(2) 修景のための植物等については、原則として当該地域</p> |

| 事 業 の 種 類 | 取 扱 方 鈑 |
|-----------|--|
| | に生育する植物と同種の植物により緑化すること。 |
| 13 ゴルフ場 | <p>① 基本方針</p> <p>(1) ゴルフコースの拡張は認めないものとする。</p> <p>(2) コースの付け替えについては、付け替え予定地の自然環境の調査を実施し、その調査結果に基づき判断するものとする。なお、コース規模については、現状のコース面積と同程度とするものである。</p> <p>(3) 休憩所、案内所、公衆便所等の附帯施設は、「3園地」②及び③の取扱いと同様とすること。</p> |

(3) 取扱いに留意すべき地区とその取扱方針
当該地域の第2種及び第3種特別地域の中でも特に取扱いに注意すべき地域、その適切な保護管理のための取扱方針は表1のとおりである。その地域の選定に当たっては、次の事項に留意した。

- ① 史跡、名称、天然記念物等の特別な指定がなされていること。
 - ② 学術調査等の結果から貴重な自然的性質を有する地域であることが認められること。
 - ③ 国立公園・野生生物事務所及び関係行政機関による行政の積み重ねの成果として形成された種々の優れた風致を有する区域であること。
 - ④ 地域のランドマークであること。
 - ⑤ 利用環境の保護に留意を要する地域であること。
- これらの地域での各種行為については、1ha以下の開発であっても事前に十分に現地調査を行い、事業者において環境調査を実施する等の措置が必要である。

表1

| 名 称 | 位 置 | 保 全 対 象 | 概 要 | 取 扱 方 针 |
|---------|----------|---|--|--|
| (1) 大瀬崎 | 沼津市西浦大瀬崎 | ①特異な砂し ②ビャクシン巨木群 ③淡水池「神池」 ④海辺の植物群落 | 伊豆西海岸を北上する強い沿岸流によって砂しが発達したものでその先端標高1mには神池がある。 また内浦湾側の砂し上にはビャクシン百数十本がある（国指定天然記念物）。 | ビャクシンの保護のため沼津市と協力し、林内への立入禁止などの利用規制を行う。 |
| (2) 一碧湖 | 伊東市藤原 | ①沼沢地植物群落 ②伊豆半島最大の湖 ③野鳥の生息地 | 大室山溶岩流による堰戸湖でウキヤガラーマコモ群集によって覆われている。コイ、フナの淡水魚が多く、また、野鳥の生息地として知られている。昆虫ではウラナミアカシジミがいる。 | 周辺からの開発が急であり、汀線から50mの距離における各種行為の取扱いには十分留意する。 |
| (3) 大室山 | 伊東市池 | ①スコリア丘 ②草原景観 | 円錐状スコリア丘で頂上に直径300m、深さ15mの火口を持つ。 昆虫ではヒメアケビコノハが限定分布している。また、草原状態を保つため火入れが行われている。 | 1 山容の保護に努める。 2 草原状態の維持に努めるよう指導する。 |

| 名 称 | 位 置 | 保 全 対 象 | 概 要 | 取 扱 方 针 |
|---------------|--------|--------------------------------|---|--|
| (4) 矢 箭 ノ 山 孔 | 伊東市池 | ①石英安山岩溶岩ドームの典型的景観。 ②山頂部のモミ林 | 石英安山岩溶岩できていいる溶岩円頂丘(ドーム)である。 矢筈山山頂にはモミの老木やイワオモダカがある。 水源涵養保安林 | 山容の保護に努める。 |
| (5) 浮 山 | 伊東市八幡野 | 国道135号線の沿線の緑地帯 | 当該道路が有料であったときには、その後の別荘分譲においても路肩23m幅で保存されたものである。 | 緑地帯の保護に努める。 |
| (6) 八 幡 野 | 伊東市八幡野 | ヤマモモ照葉樹林隣接地 | 八幡野はヤマモモの自生地として名高く、海岸崖上の林には巨木がある。ただし、林分の幅が狭い。 (ヤマモモの自生地は第1種特別地域) | ヤマモモの自生地の外側(第2種特別地域)に緩衝地を置くことが必要であるのでその取扱いに注意する。 |
| (7) 三 島 神 社 | 伊東市八幡野 | 照葉樹林 | 小面積であるが胸高直径1m以上の巨木のスタジイがあり、立派な林となっている。 | 現況の維持を図る。 |

| 名 称 | 位 置 | 保 全 対 象 | 概 要 | 取 扱 方 针 |
|------------|-------|---------------------------|--|---|
| (8) 白 浜 | 下田市白浜 | ①波蝕段丘 ②白浜層群 ③白浜神社の社 | 白浜神社裏の海岸には海上に突き出した高さ8mの棚状の地形で縄文時代前期(5,000~6,000年前)に形成されたものと言われている。 白浜海岸は白浜層群と呼ばれる砂岩等が侵食運搬された白浜に由来する。 社殿北側のアオギリ群落は自生地の北限である。 防風保安林 | 利用施設の整備に際しては、保護対策と利用動線(駐車場、歩道)について、あらかじめ十分な検討を行う。 |
| (9) 爪 木 崎 | 下田市須崎 | ①海岸段丘 ②海岸植物群落 ③儀礎 | 海岸の植生が観察でき、スタジイ、ヒメユズリハ、タブノキの林床にはシダ類が多い。ヒメハシゴシダ、ケホンシダは自生地の北限である。ソナレセントリがある。 昆虫類は照葉樹林下部を代表する種類が見られる。 (県指定天然記念物) (下田市指定名勝) | 海岸に極力風致の保護上支障のない位置とする。また、海岸における外来種の植栽を在来種に転換するよう指導する。 スイセンの保護育成に努める。 |
| (10) 寝 姿 山 | 下田市柿崎 | 山容 | 下田市の表玄関下田港近くに位置し、優美な山容で知られている。 | 寝姿山南側斜面の標高50m以上では各種開発行為を制限する(ただし、公益上必要なものは除く。)。 |

| 名 称 | 位 置 | 保 全 対 象 | 概 要 | 取 扱 方 针 |
|-----------|------------------|--|--|---|
| (11)吉 佐 美 | 下田市吉佐美 | ハマボウの群落 | ハマボウ群落は大賀茂川の河口から100mほどの上流の両岸500mにわたる地帯にあり、静岡県で最も規模が大きいものである。 (下田市指定天然記念物) | 河川改修工事の際に、その保護に留意するよう指導する。 |
| (12)河津七滝 | 賀茂郡河津町梨本 | ①溶岩末端にかかる滝の景観 ②形状節理 ③ナチシダ自生地 ④イロハモミジケヤキ群集 | 河津七滝は上流から釜滝、エビ滝、蛇滝、初景滝、力二滝、出合滝、大滝など呼ばれ、溶岩形状節理と美しい滝の景観はそれぞれ趣を異にしている(国指定天然記念物)。また、付近にはナチシダの自生地があり、植物群落も保護するに値する。 | 自然観察会の適地でもあり、その実施に当たっては、周辺の自然環境の保護に努めるようきめ細かい指導を行う。 |
| (13)黄 金 崎 | 賀茂郡賀茂村宇久須 | ①伊豆半島特有の岩石と景観 ②駿河湾と富士山への展望 | 黄金崎は火山岩類が変質と風化によって変朽安山岩となり黄褐色から赤褐色になる道路のことでこの名がある。風化が著しいため道路の急崖は崩壊しやすい。 | 道路の擁壁を使用するときは、工法を工夫して違和感の出ないよう指導する。 |
| (14)安 良 里 | 賀茂郡賀茂村安良里 網屋崎 | ウバメガシとハマボウ群落 | 網屋崎の根元にあるこの株は自然のままの状態で良好に残されている。 | 植物群落の保護に留意する。 |

| 名 称 | 位 置 | 保 全 対 象 | 概 要 | 取 扱 方 针 |
|---------|---------------------------------|---|---|--|
| (15)達磨山 | 田方郡戸田村 修善寺町 土肥町 天城湯ヶ島町 | ①楯状火山の景観 ②コアオスズ群落 ③内浦湾と富士山への展望 ④天城連山への展望 | 達磨山は標高982mの火山ではなくど溶岩流のみによって緩やかな山容を形成している。達磨山付近からの展望は良く、頂上一帯のササ草原は景観の特徴となっている。 | 西伊豆スカイライン沿線で 1 樹木が生育しにくい。 2 土壌が崩壊しやすい。 3 風衝のササ草原である。 4 富士山への展望方向である。 5 海岸線への展望方向である。 6 天城山への展望方向である。 7 良好な天然林である。 等の状態であるとみなされる場合には国立公園事業施設、その位置でないと目的を達成しない学術調査研究施設及び公共的施設以外の工作物の新築は制限する。 |
| (16)函南山 | 田方郡函南町 | ブナ、アカガシの天然林 | 伊豆スカイラインの沿線にはブナで下植生はササであり、中腹部はアカガシが多くなり、シキミーモミ群集となる。大部分は殖産林組合の所有である。 | 水源涵養、保健保安林 天然林の保護について組合と調整を図る。 |

| 名 称 | 位 置 | 保 全 対 象 | 概 要 | 取 扱 方 针 |
|----------|----------------------|---|--|--|
| (17)淨連の滝 | 田方郡天城湯ヶ島町 | <p>①溶岩末端の滝と形状節理の特異な景観</p> <p>②溪谷沿いの照葉樹林と狩野川左岸のアカマツを中心とする葉樹林</p> <p>③ハイコモチシダ群落</p> | <p>淨連の滝は鉢窓山から流出した溶岩流の末端にかかる。滝を造る玄武岩は冷却の際の収縮によって柱状節理が放射状に入っている。</p> <p>渓谷沿いの植生はシキミーモミ群集であり、ハイコモチシダ群集もある。</p> <p>ヒルハルゼミの生息地であり、ムカシトンボの生息の可能性も言われている。 (県指定天然記念物)</p> <p>学術参考保護林</p> | <p>なるべく地形を改変せらず、展望広場の確保に努める。</p> |
| (18)カワゴ平 | 田方郡中伊豆町 伊豆森林管理所管内 | <p>①代表的な軽石流堆積物</p> <p>②スギ天然林 針広混合林</p> | <p>カワゴ平から天城火山本体の北斜面に沿って軽石黒曜石の溶岩流、火碎流が噴出ししたものでガラス質溶岩流は長さ 5 km、幅平均 1 km に達する。</p> <p>その上部に天然のスギが生育している。また、ヒノキ、モミ、ヒメシャラ、アズマシャクナゲがあり、林床は美しいコケ群落である。</p> <p>シカが生息している可能性がある。</p> | <p>1 アズマシャクナゲ等の保護を図る。</p> <p>2 林床のコケ群落の保護に努める。</p> <p>3 歩道以外の立入りを禁ずる。</p> <p>4 野営を禁止する。</p> <p>以上の措置を講ずるため関係行政機関との間で調整を図る。</p> |

(4) 主要な展望地について

本管理計画地域の主要な展望地とは、公園事業道路の沿線、展望の開けた岬、山頂、岬等であり、その展望対象は富士山、海岸、海、伊豆諸島、南アルプス、天城山系及びその一帯の山稜線である。

| 展望地点名 | 位置 | 展望対象 | 視点場 | 取扱方針 |
|-------------|-------------|-----------------|-------|--|
| 1 伊豆スカイライン | | | | |
| ①鷹の巣山山頂 | 函南町 | 富士山、相模湾、玄岳、駿河湾 | 路傍駐車場 | 1 道路上にあっては電柱広告物の設置について留意し、危険防止柵は特にガードケーブルを用いる等展望の維持に努める。 |
| ②玄岳園地 | 熱海市 函南町 | 富士山、相模湾、玄岳、駿河湾 | 展望台 | 2 路傍展望地にあっては土地及び事業施設の管理に関する事項の取扱いは何か展望に影響を与える工作物等は避けるよう指導する。 |
| ③巣雲山山地 | 中伊豆町 | 富士山、相模湾、天城連山 | 路傍駐車場 | |
| 2 遠笠山道路 | 伊東市 中伊豆町 | 富士山、天城連山、大島、大室山 | 山頂展望台 | |
| 3 西伊豆スカイライン | 修善寺町 戸田村 | 富士山、駿河湾（淡島）、達磨山 | 路傍駐車場 | |
| ①達磨山園地 | 戸田村 | 天城連山、戸田港 | 路傍駐車場 | |
| ②仰蓋山園地 | 戸田村 | | | |

| 展望地点名 | 位置 | 展望対象 | 視点場 | 取扱方針 |
|---------------|------|---------------------|------------|------|
| 4 伊豆半島周回線 | | | | |
| ①大瀬崎 | 沼津市 | 富士山、駿河湾、海蝕崖 | 路傍駐車場 | |
| ②煌めきの丘展望台 | 戸田村 | 富士山、明神池、駿河湾 | 路傍駐車場 | |
| ③夕映えの丘展望台 | 戸田村 | 戸田港、御浜崎 | 路傍駐車場 | |
| ④通り崎 | 土肥町 | 富士山、南アルプス | 定期船発着所 | |
| ⑤丸山公園 | 土肥町 | 富士山、駿河湾 | 路傍駐車場 | |
| ⑥小峯 | 土肥町 | 黄金崎 | 路傍駐車場 | |
| ⑦浮山 | 伊東市 | 沿線樹林帯、大室山 | 路傍駐車場 | |
| ⑧伊東市境界～北川温泉入口 | 東伊豆町 | 相模湾、伊豆諸島、海蝕崖 | 道路上及び路傍駐車場 | |
| ⑨熱川温泉～片瀬温泉 | 東伊豆町 | 相模湾、伊豆諸島、海岸崖 | 道路上 | |
| ⑩浜～鬼ヶ崎 | 河津町 | 相模湾、伊豆諸島、 | 道路上 | |
| ⑪本根崎 | 下田市 | 相模湾、伊豆諸島及び須崎半島等の海岸線 | 路傍駐車場 | |
| ⑫下流周辺 | 南伊豆町 | 相模湾、伊豆諸島、神子元島 | 道路上 | |

| 展望地点名 | 位置 | 展望対象 | 視点場 | 取扱方針 |
|-----------|------|--------------------------|--------|------|
| ⑬大瀬周辺 | 南伊豆町 | 相模湾、伊豆諸島、神子元島及びみのかけ島等の岩礁 | 道路上 | |
| ⑭池の原（奥石廊） | 南伊豆町 | 駿河湾、リアス海岸と海蝕崖 | 路傍駐車場 | |
| ⑮雲見～道部 | 松崎町 | 駿河湾、海蝕崖の海岸線 | 道路上 | |
| ⑯堂ヶ島 | 西伊豆町 | 駿河湾、三四郎島、蛇島等 | 天竜山突出部 | |
| 5 寝姿山園地 | 下田市 | 下田港 | 稜線部の遠路 | |
| 6 爪木崎園地 | 下田市 | 相模湾、伊豆諸島、爪木島等 | 灯台周辺 | |
| 7 石廊崎 | 南伊豆町 | 伊豆諸島、神子元島、海蝕崖の海岸線等 | 石廊崎突端 | |
| 8 黄金崎園地 | 賀茂村 | 富士山、駿河湾 | 駐車場周辺 | |

3 地域の開発、整備に関する事項

(1) 自然公園施設

一 各地の利用形態及び整備方針

伊豆半島地域の幹線道路網は、東沿岸部を通じる国道135号線、西沿岸部の国道136号線及び中央部を走る国道414号線を骨格とし、これを7路線の主要地方道が補完する形となっている。

鉄道は、伊東線の延長で東沿岸を下田市までの伊豆急下田線と東海道本線三島駅から修善寺町までの修豆線の2路線がある。鉄道が伊豆半島の東沿岸部と北端から中央部にしかないため、中央部より以南、西部、南部の地域は道路交通に頼らざるをえず、道路は国立公園の利用上ののみならず、社会、経済活動にとって欠くことのできないものとなっている。

本地域の道路は、山岳部あるいは屈曲の多い海の沿岸部に多く位置しているため、狭い個所を含んでおり、災害危険個所が多く異常気象時に道路交通を確保できない場合があり、このため改良が必要となっているが、改良する際にも道路構造物を周囲の自然景観と調和させるよう努めると同時に危険の無い場所での新たな展望園地等の設置について前向きに検討する必要がある。

また、三方を海に囲まれた本地域の海上交通は、地方港湾5港を拠点とし、その主な航路は伊豆七島及び沼津市等の間である。これらの交通路も重要な風景の視点場であり、船上からの風致景観の保護に配慮すると同時に港湾における緑地の確保と遊歩道を整備するよう指導し、また、船による利用も本地域における主要な利用形態であると考えられるところから、それにふさわしい内容の充実を図るよう検討する。なお、地方港湾、漁港及びその周辺で盛んになりつつある海洋レクリエーションについて国立公園の利用の見地からその対応について検討することとする。

二 国立公園事業

① 直轄事業

湊集団施設地区内における環境庁所管地についてはほぼ整備されている。

② 都道府県事業

施設整備五カ年計画に載せられている吉佐美野営場は土地の手当が済み次第整備を図ることとする。

国立公園計画で計画されている園地のうち展望園地的性格を持つものについては附帯駐車場を含めて整備を図ることとし、積極的に自然解説を行うよう指導する。また、その管理を十分に行い、通景のための枝打ち等による主要展望方向の確保等について支障のないよう事業執行者を指導する。

海岸部で整備されている歩道については危険防止等に十分配慮する。

③ 市町村事業

河津町における菖蒲沢レジャービーチ計画等海洋レクリエーション基地の整備計画等については、国立公園の利用にふさわしい内容となるよう指導する。

ア 溝集団施設地区

本地区は、南伊豆町弓ヶ浜を中心とした延長約1kmの帶状の地域で面積14.5haの集団施設地区がある。このうち国有地が7.5ha、環境庁所管地が1.88haとなっている。

公共施設区である環境庁所管地には、駐車場、園地が直轄事業により整備されている。

今後、この地区については、公園計画の計画目標によるほか、次の方針により整備を進めるものとする。

I 南伊豆国民休暇村と協力してきめの細かい管理を行い、公共的利用空間の改良拡大に努める。

II ビジターセンターの設置について検討する。

イ 昭和の森周辺

天皇在位50周年を記念して昭和53年3月に指定された「昭和の森・天城山自然休養林」地域には、八丁池や深いブナの原生林、そして伊豆の踊り子で知られる天城峠や狩野川源流の渓谷が含まれている。

現在、八丁の池園地は静岡県と天城営林署が、滑沢園地、寒天園地は静岡県が、滑沢博物展示施設は静岡県が、車道は天城峠線を静岡県と河津町が、歩道は湯ヶ島七滝線、伊豆半島山稜線を静岡県が事業執行している。保護計画では八丁池周辺が特別保護地区で、他は第2種及び第3種特別地域となっている。今後、この地区については、公園計画の計画目標によるほか、次の方針により整備するものとする。

I 自然保護教育について今後も組織作り及び施設整備に努めるとともに、浄連の滝園地、桐山園地とのつながりに十分配慮するよう指導する。

II 天城山系のブナ、シャクナゲ類の保護に努める。

III 太郎杉等の優良な天然木の保護を図ると共に滑沢一体の優れた渓谷美の利用の増進を図るよう関係機関と協力するものとする。

(2) 一般公共施設

一 共通事項

- ① 一般公共施設の整備については、できるだけ早い時期に公共事業ヒアリング等により工事計画を把握し、調整を図るものとする。
- ② 災害の防止及び復旧については、生命、財産の尊重を最優先に考えるが具体的な方法については、風致上の影響を極力軽減するよう、修景緑化等の措置を配慮させる。

二 車道

- ① 基本的には既存道路の改良を主体とし、危険なカーブ、交通渋滞等問題が生じている個所あるいは区間については問題解決の方法について検討を進める。
- ② 不要となった道路は原則として廃止し、舗装を剥ぎ取り原状復旧を図る。
- ③ ハイキングコースと交差又は重複するところでは、相互の用途に支障のないよう調整を図る。

三 その他

① 丸山公園（カントリーパーク）

丸山公園は、土肥町八木沢に設けられたカントリーパークで、敷地面積5haで公園施設にはコミュニティハウス、運動広場、自由広場等がある。今後の取扱いとしては修景植栽を極力増やし、国立公園としてふさわしい利用施設となるよう緑地率、敷地境界線からの後退距離について十分な配慮がなされたものとなるよう指導する。また、基本的には現在の公園計画に支障のない範囲で収めるものとする。

② 城ヶ崎

海岸に沿って自然探勝路約6km、城ヶ崎ピクニカルコース約3kmが整備されている。これが日蓮崎道路（歩道）事業となっていて、静岡県及び伊東市が執行している。岬の先端にある門脇灯台とその手前の吊橋に利用が集中しており利用者が多く、駐車場は慢性的に不足し、交通渋滞や踏圧による植生破壊等の問題が生じている。

ア 当該地区は第1種特別地域であり、原則として工作物は許可されない。従って、国立公園利用者を対象とした施設は国立公園事業として把握するよう、検討を進める。

イ 当面、交通渋滞や植生の破壊についての対策が必要であり、関係機関と協力して解決策を検討する。

4 土地及び事業施設の管理に関する事項

(1) 国有財産の管理

伊豆半島地域には次の総理府（環境庁）所管地がある。

静岡県賀茂郡南伊豆町湊 湊集団施設地区内

土地 20,456.94m²

施設 休憩所 2棟

公衆便所 1棟

園地 道路、路傍園地、駐車場、歩道

湊集団施設地区内の土地及び施設の清掃等維持管理は、（財）国民休暇村協会の協力を得ており、今後とも同協会の協力の下にきめ細かい適正な管理を行う。

(2) その他の土地の管理

一 特定民有地買上制度の対象地については土地所有者からの申出に基づき必要に応じて制度の活用を図るよう指導する。

二 高山植物等の保護育成及び鳥獣保護

- ① シャクナゲ類等保護を要する植物の生育地では植生の状況に応じて土地所有者の承諾を得た上で立入禁止の措置を講ずるよう指導する。
- ② 盗掘、密猟防止のため、保護連絡協議会等を構成して山火事防止や美化清掃を兼ねた巡視及び補植育成を行いうよう努める。
- ③ 自然公園指導員及び自然観察指導員等が積極的に活動できるよう体制作りに努める。
- ④ 盆栽業者、山草取扱い業者及び一般利用者に対し、広報等を通じて啓発を図る。
- ⑤ 湖沼及び河川への稚魚の放流については、その種類は生息環境に馴染むものとし、水中生態系に著しい影響を及ぼす種類は避けるよう指導する。

(3) その他の公園事業施設の管理

国立公園施設の管理については、事業執行者は常に公園利用者が安全に快適に施設を利用できるよう配慮する。特に、管理者が常時施設に配置されていない歩道、園地等の施設にあっては、次の事項についても配慮するよう指導する。

- 一 柵、階段、標識等が腐朽、破損、あるいは退色した場合は、速やかに補修または更新すること。
- 二 危険な枯損木を除去する等、利用者の安全対策について十分配慮すること。
- 三 快適な利用が図れるよう、下草の刈り払い、支障木も枝落し等を行うこと。
- 四 路傍展望地点や展望園地にあっては、展望を妨げる植物の繁茂に対し通景のための伐採を行うこと。

5 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

自然に親しむ運動については次のとおりとする。

- 一 南伊豆国民休暇村を中心に海の自然観察会を計画する。
- 二 毎年自然に親しむ運動期間中（7月21日～8月20日）実施されている行事について、今後、春、秋等の実施も検討する。
- 三 静岡県自然観察指導員連絡会や各種関係団体との連絡を密接に保ち、同会等が主催する観察会に協力し、伊豆半島における「自然に親しむ運動」の推進を図る。

(2) 利用者の規制

一 動植物保護のための立入規制

過剰利用や踏圧等によって裸地化したところ、盗掘によって荒廃した植生等に対しては、土地所有者等と協議の上、植生が回復するまで立入規制を行うことを検討する。動物についても同様とする。

二 キャンプ規制

特別保護地区及び静岡県の「特定の区域におけるキャンプ禁止に関する条例」の規定により禁止区域が指定されている区域は、これによって規制する。カワゴ平についてはキャンプ禁止区域とするよう関係機関と調整を図る。

三 野生のニホンザル

道路、園地等に出没するサルに対しては、餌づけを行わないよう関係者に注意するとともに、利用者に対しても餌を与えないよう広報を通じて指導する。ただし、波勝崎園地は除く。

(3) 利用者の安全対策

伊豆半島地域の海岸線及び山岳部について荒天時におけるハイキングコース等の危険箇所の情報伝達や地元における事故防止のための協力体制の強化等安全対策について十分配慮する。また、観光案内や広報活動、施設の整備や管理を通じて関係機関や事業者が利用者に対しその周知徹底を図るよう、施設管理者を指導する。

(4) 快適な利用の維持対策

一 ヘリコプター

ヘリコプターによる遊覧飛行は、地上への公園利用者や地域住民に対し騒音、心理面その他で著しく不快の念を与える場合には、遊覧飛行を行わないよう指導する。

二 拡声器の使用

各種施設から客寄せ等のために発せられるアナウンス、音楽等は必要最小限とし、利用者に対し騒音、心理面その他で著しく不快の念を与える場合には、音量や時間帯について十分配慮するよう指導する。

6 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

公園利用者に対するゴミ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進することを基本方針とするものである。

一 清掃団体の育成

伊豆半島地域における美化清掃については、現在国立公園清掃活動費補助金を受けている団体は無い。しかし、各所に見られるボランティア清掃活動、海岸部のクリーン作戦等様々な美化清掃活動が見られるので、これらの団体の活動については環境週間あるいは自然公園クリーン作戦等の行事と連携を図り、啓発効果を上げるよう努める。

二 ゴミ持ち帰り運動の推進

昭和の森、河津七滝、城ヶ崎、石廊崎など利用者が集中している場所においてその場所の管理者等と協力してゴミ持ち帰り運動を実施する。その為の広報活動について、各種交通機関や民間団体にも協力を呼びかける。

三 クリーン運動の推進

伊豆半島では7月の第1日曜日に、海岸部の清掃を実施しているケースが多いので、今後は弓ヶ浜を中心にその拡大に努める。

四 ゴミ箱の設置について

ゴミの回収・処理体制が整備されている地区以外の地区には、ゴミ箱を設置しないものとする。既設のごみ箱で、収集体制が整備されていない地区的ものは、撤去するよう指導するものとする。

なお、ゴミ箱を設置しない地区やゴミ箱を撤去した地区においては、ゴミ持ち帰り運動の普及啓発に努めるよう指導する。

(2) 修景緑化計画

修景緑化については次のとおりとする。

一 保存緑地

工作物の配置を十分検討し、なるべく現地形を変更せず、現存植生を極力保護するよう指導する。

二 修景

① 樹種の選定

基本的にはその土地の潜在自然植生を構成する植物を用いるものとする。ただし、土壤条件が悪くまず土壤の安定を図る必要がある場合には、肥料木や代償植生を用いることもやむを得ない。この場合には、潜在自然植生に移行させるべく、その後の段階で植栽するよう指導する。

② 集落地の緑化

既に集落地化している地区において緑化を進める場合は、従来から伊豆半島で庭園木として使用してきたものを植栽することも認めるものとする。

7 その他

(1) 富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域連絡会議

国立公園・野生生物事務所及び静岡県、関係市町村からなる富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域連絡会議を毎年1回開催し、本管理計画の実現その他公園管理業務について連絡調整を行うものとする。

(2) 関連各種団体の指導育成

各種連絡会議、自然保護や美化清掃を目的とする関係団体に対しては、交流を図り、その指導育成に留意する。

別添 1

富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域にかかる特定地域における特定行為の認定について

昭和 55 年 6 月 24 日 環自保第 268 号 自然保護局長通知

| 地 区 | 用 途 | 高 さ | 敷 地 | 建ぺい率 | 容積率 | 建築外周線 | 地形勾配 |
|--------------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 天城湯ヶ島町湯ヶ島の一部 | 全ての建築物 | 1.3m 以下 | 要件としない | 60% 以下 | 120% 以下 | 要件としない | 30% 以下 |

平成 7 年 9 月 18 日 環自国第 344 号 自然保護局長通知

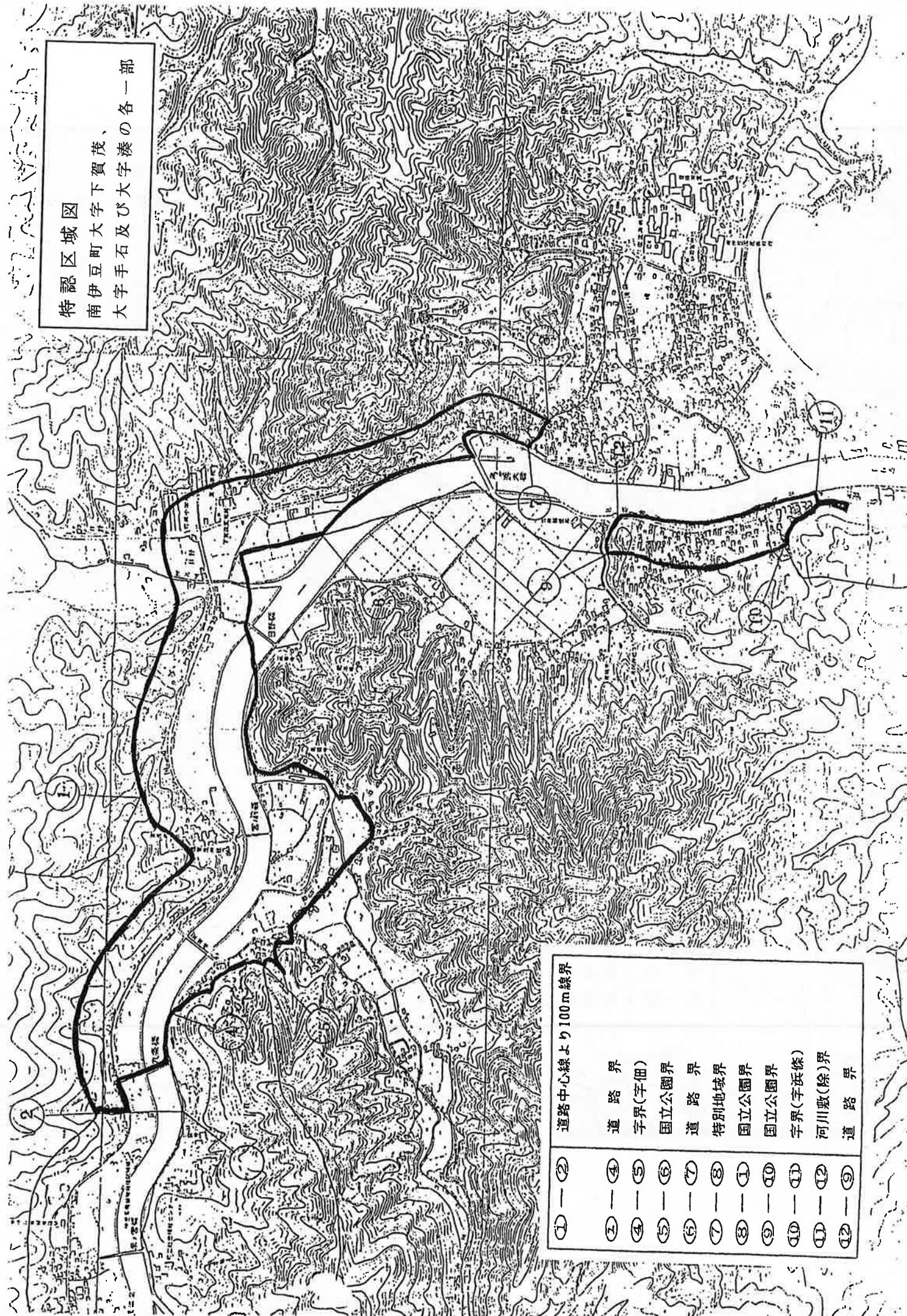
| 地 区 | 用 途 | 敷地面積（一分譲区画の面積） | 建ぺい率 | 後退距離 |
|-----------------------------|---|----------------|--------|--------|
| 南伊豆町大字下賀茂、大字手石 及び大字湊の各一部 | ・分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道 ・分譲地等内に設けられる建築物 | 要件としない | 要件としない | 要件としない |

特認区域図
天城湯ヶ島町湯ヶ島の一部

| | |
|-------|------|
| ① - ② | 国有林界 |
| ② - ③ | 地番界 |
| ③ - ① | 道路界 |

特認区域図

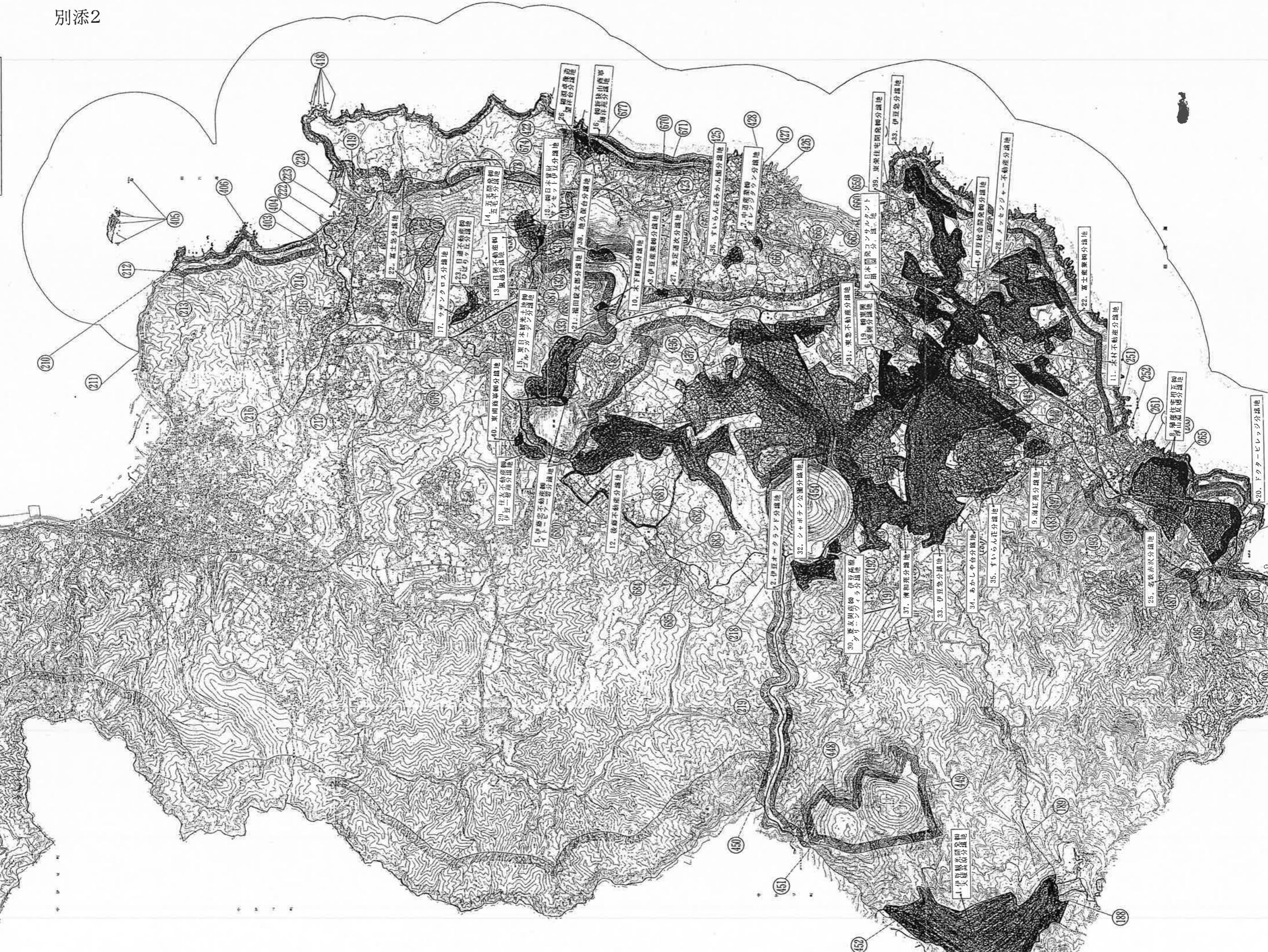
南伊豆町大字下賀茂、
大字手石及び大字湊の各一部



別添2

昭和50年以前分譲地位置図

| 例 |
|-----------|
| 第1種特別地域 |
| 第2種特別地域 |
| 第3種特別地域 |
| 普通地域 |
| 公園事業路(車道) |



修景綠化植物表（1）

別添3

富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域

| (科名) 種名 | 性状 | | 常緑・落葉 | | 日照 | | 適地 | | 用途 | | 備考 |
|------------|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 高木 | 低木 | 常緑 | 落葉 | 日向 | 日陰 | 山地 | 海岸 | 建物 | 道路 | |
| (イチイ) | | | | | | | | | | | |
| カヤ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| (マキ) | | | | | | | | | | | |
| イヌマキ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (イヌガヤ) | | | | | | | | | | | |
| イヌガヤ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (マツ) | | | | | | | | | | | |
| ツガ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| モミ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| アカマツ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| クロマツ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| (ヒノキ) | | | | | | | | | | | |
| イブキ | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| オオシマハイネズ | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| (ヤナギ) | | | | | | | | | | | |
| ネコヤナギ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| コゴメヤナギ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| シダレヤナギ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| (センリョウ) | | | | | | | | | | | |
| センリョウ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | |
| (ヤマモモ) | | | | | | | | | | | |
| ヤマモモ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (カバノキ) | | | | | | | | | | | |
| オオバヤシャブシ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |

修景綠化植物表(2)

富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域

| (科名) 種名 | 性状 | | 常緑・落葉 | | 日照 | | 適地 | | 用途 | | 備考 |
|---------------|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 高木 | 低木 | 常緑 | 落葉 | 日向 | 日陰 | 山地 | 海岸 | 建物 | 道路 | |
| (アカ) | | | | | | | | | | | |
| コナラ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| クヌギ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| ウバメガシ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| シラカシ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| アラカシ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| アカガシ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| イチイガシ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| スダジイ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ツブラジイ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (ニリ) | | | | | | | | | | | |
| ムクノキ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ケヤキ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| エノキ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (クリ) | | | | | | | | | | | |
| ヤマグワ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| コウゾ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| イヌビワ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| (モクレソ) | | | | | | | | | | | |
| コブシ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| ホウノキ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| (クスノキ) | | | | | | | | | | | |
| クスノキ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ヤブニッケイ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| タブノキ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| クロモジ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| アブラチャン | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | |

修景綠化植物表（3）

富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域

| (科名) 種名 | 性状 | | 常緑・落葉 | | 日照 | | 適地 | | 用途 | | 備考 |
|------------------|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 高木 | 低木 | 常緑 | 落葉 | 日向 | 日陰 | 山地 | 海岸 | 建物 | 道路 | |
| (ユキノシタ) | | | | | | | | | | | |
| ウツギ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| ガクアジサイ | | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | |
| アマギアマチャ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ヤマアジサイ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| コアジサイ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | |
| ノリウツギ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (トベラ) | | | | | | | | | | | |
| トベラ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (ハラ) | | | | | | | | | | | |
| マルバシャリンバイ | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | |
| ボケ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| ヤマブキ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | |
| ヤマザクラ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| オオシマザクラ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| エドヒガン | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| ヒカンザクラ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| カワズザクラ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| マメザクラ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | | |
| (マメ) | | | | | | | | | | | |
| ミヤギノハギ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ヤマハギ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ネムノキ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| (トウダイイグサ) | | | | | | | | | | | |
| ナンキンハゼ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| ヒメユズリハ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| (モチノキ) | | | | | | | | | | | |
| クロガネモチ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| イヌツゲ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| ツルウメモドキ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |

修景綠化植物表(4)

富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域

| (科名) 種名 | 性状 | | 常緑・落葉 | | 日照 | | 適地 | | 用途 | | 備考 |
|----------------|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 高木 | 低木 | 常緑 | 落葉 | 日向 | 日陰 | 山地 | 海岸 | 建物 | 道路 | |
| (ニシキギ) | | | | | | | | | | | |
| マユミ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| ニシキギ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| マサキ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (カエデ) | | | | | | | | | | | |
| イロハカエデ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| コハウチワカエデ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| イタヤカエデ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| ウリハカエデ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| (アワガキ) | | | | | | | | | | | |
| ヤマビワ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| (ホルトノキ) | | | | | | | | | | | |
| ホルトノキ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (アオイ) | | | | | | | | | | | |
| ハマボウ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | |
| ムクゲ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | |
| (ツバキ) | | | | | | | | | | | |
| ヤブツバキ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| サザンカ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ナツツバキ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| ヒメシャラ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| モッコク | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| サカキ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| ハマヒサカキ | | ○ | ○ | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| (ケミ) | | | | | | | | | | | |
| ナワシログミ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| マルバアキグミ | ○ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | |
| ナツグミ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | | |
| (ウコギ) | | | | | | | | | | | |
| ヤツデ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| カクレミノ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

修景綠化植物表(5)

富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域

| (科名) 種名 | 性状 | | 常緑・落葉 | | 日照 | | 適地 | | 用途 | | 備考 |
|----------------|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 高木 | 低木 | 常緑 | 落葉 | 日向 | 日陰 | 山地 | 海岸 | 建物 | 道路 | |
| (ミズキ) | | | | | | | | | | | |
| ミズキ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ヤマボウシ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| アオキ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ハナミズキ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| (リョウブ) | | | | | | | | | | | |
| リョウブ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| (ツツジ) | | | | | | | | | | | |
| ヤマツツジ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| サツキツツジ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| アマギツツジ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| オオシマツツジ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| アマギシャクナゲ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| トウゴクミツバツツジ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| チヂドウダン | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ミツバツツジ | | ○ | | | | | | | | | |
| ヤマツツジ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| モチツツジ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| ドウダンツツジ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| サラサドウダン | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| アセビ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| (ヤブコウジ) | | | | | | | | | | | |
| ヤブコウジ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| マンリョウ | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | |
| (エゴノキ) | | | | | | | | | | | |
| エゴノキ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| (モクセイ) | | | | | | | | | | | |
| ヒイラギ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| モクセイ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |
| (クマツヅラ) | | | | | | | | | | | |
| ムラサキシキブ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |

修景綠化植物表(6)

富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域

| (科名) 種名 | 性状 | | 常緑・落葉 | | 日照 | | 適地 | | 用途 | | 備考 |
|-----------------|----|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | 高木 | 低木 | 常緑 | 落葉 | 日向 | 日陰 | 山地 | 海岸 | 建物 | 道路 | |
| (アカネ) | | | | | | | | | | | |
| クチナシ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| アリドオシ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| | | | | | | | | | | | |
| (スイカズラ) | | | | | | | | | | | |
| ガマズミ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| ヤブデマリ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ハコネウツギ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | | | | | | | |
| (イヌ) | | | | | | | | | | | |
| クマザサ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ | | |
| | | | | | | | | | | | |
| (キブシ) | | | | | | | | | | | |
| キブシ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| | | | | | | | | | | | |
| (ツンショウゲ) | | | | | | | | | | | |
| ミツマタ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| | | | | | | | | | | | |
| (イイギリ) | | | | | | | | | | | |
| イイギリ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | | | | | | | |
| (ミツハギ) | | | | | | | | | | | |
| サルスベリ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| | | | | | | | | | | | |
| (ロウバイ) | | | | | | | | | | | |
| ロウバイ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| | | | | | | | | | | | |
| (イチョウ) | | | | | | | | | | | |
| イチョウ | ○ | | | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | |
| | | | | | | | | | | | |
| (ツテツ) | | | | | | | | | | | |
| ソテツ | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | |

「富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画検討会」名簿

(検討員)

東京農業大学農学部

教授 永嶋正信（景観）

静岡大学理学部

教授 増沢武弘（植生）

東京大学亜細亜生物資源環境研究センター 教授 堀 繁（デザイン）

(関係行政機関等)

静岡県環境局自然保護課長

生活・文化部観光レクリエーション課長

天城営林署長

伊東市長

下田市長

田方郡町村会長

賀茂郡町村会長

(幹事及び書記並びに調査員)

幹事 環境庁自然保護局国立公園課長

南関東地区国立公園・野生生物事務所長

国立公園課課長補佐

保護管理専門官

公園計画専門官

書記 環境庁自然保護局国立公園課保護係長

事業係長

計画係長

南関東地区国立公園・野生生物事務所次長

庶務科長

公園保護科長

主査

富士箱根伊豆国立公園沼津管理官

調査員 環境庁自然保護局国立公園課 環境専門員

富士箱根伊豆国立公園伊豆半島地域管理計画の検討経緯

1 検討会

- ・月日：平成9年3月6日
- ・場所：静岡県沼津市
- ・内容：管理計画改訂のねらい
　　管理計画（案）の説明、検討
　　検討員及び関係行政機関の意見、要望聴取

2 中央連絡会議

- ・月日：平成9年10月22日
- ・場所：環境庁本庁
- ・内容：管理計画（案）の説明、検討